

平成十一年十月二十六日～二十九日

平成新収善本展目録

宮内庁書陵部



34 三五要錄（紙背）

### 34 三五要録 卷2

『三五要録』は、妙音院太政大臣と称された藤原師長（1138～92）が撰んだ琵琶の総譜集で、本書の成立以後、琵琶の伝習者の必携書となった。三秘曲とされる楊真操・啄木・流泉などの譜を収め、とくに珍重されている。琵琶の長さが三尺五寸であるところから「三五」という。現在、12巻12冊の形態で伝えられている写本が多く、当部にも鎌倉期写の完本がある。展示本は巻2（調子品下）のみの零本であるが、巻末につけられた相伝の本奥書によって伝授の経過が克明に知られる。展示本に示された経緯は以下の通り。

嘉禎2年(1236) 沙彌智觀（藤原孝道）孫・源時經に伝授  
文永4年(1267) 時經 按察使殿（とら御前）に伝授  
元応3年(1321) 右衛門督局（とら御前） 源雅重に伝授  
正平10年(1355) 法印良空（雅重） 後村上天皇に伝授  
正平20年(1365)（朱筆）「正平廿年為与本書写之畢」  
ところで、当部所蔵の良空写『調子品 手撥合』(1巻、伏-1119)と比較すると、奥書最後の朱筆を除いて良空の手跡であると認めて良いと思われる。つまり朱筆部分は、正平20年に新たに本を作るために展示本を書写した際の注記と見なせよう。さらに裏書に、以下についての記載がある。

(年月日なし) 時經 打撥の秘説のこと  
正応2年5月4日 伏見天皇 右衛門督局より伝授  
正平10年4月8日 後村上天皇 良空より伝授

同 7月13日 同 播磨局一流相続子細の記  
このうち正平10年の裏書は後村上天皇の宸記である。後村上天皇が良空に秘説・秘譜を特に請われうけられたこと、法印位を良空に贈られたがこれは不当なものではないこと、相続の際には、良空の説を以て伝授する旨の奥書を書くことなど子細に述べられている。この宸記と確実な後村上天皇宸筆とをあわせ見るときわめて似ており、宸筆宸記の可能性が高く貴重な史料と言える。また奥書の朱筆の手蹟も同様と思われ、良空の説を尊重されたことが、このような朱筆注記に反映されたものと考えられよう。なお黄蘗斐紙を用いている点でも珍しいものである。伏見宮旧蔵。



29 直仁親王御画像

## 29 直仁親王御画像

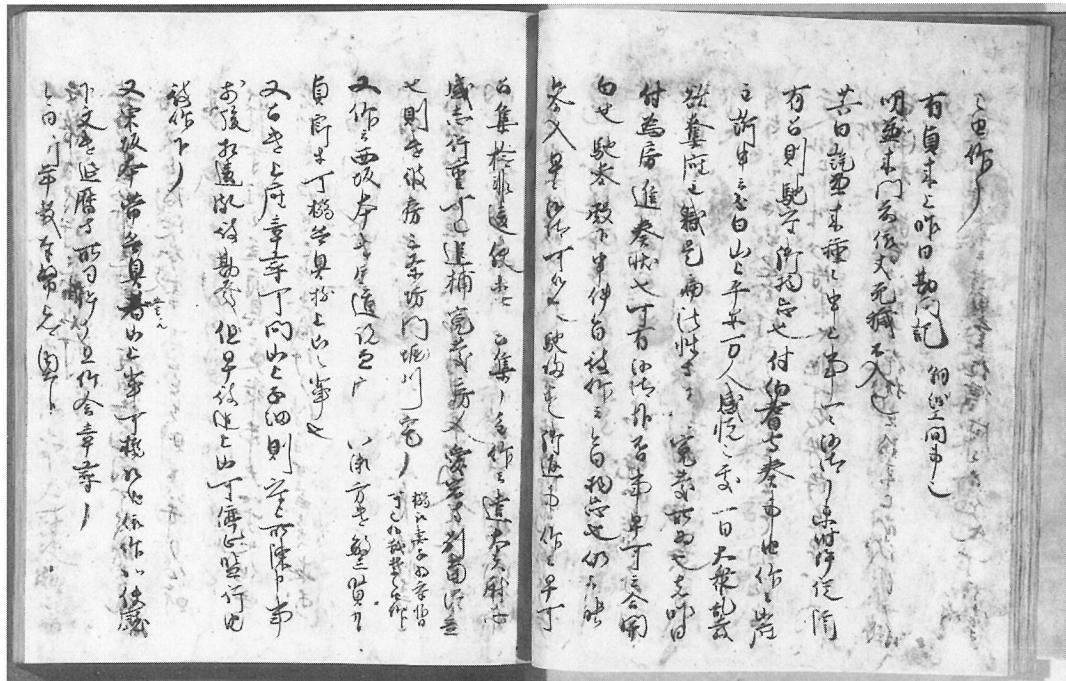
閑院宮初代直仁親王の画像一幅。閑院宮歴代御画像（5幅）の内。共に伝来してきた附箋によって本画像は、宝暦4年（1754）6月3日の親王一周忌に完成されたものであったことがわかる。筆者は当時の公卿の一人平松時行。閑院宮は、宝永7年（1710）に江戸幕府の儒臣であった新井白石の建議によって創立された宮家で、東山天皇の第6皇子直仁親王が初代となった。親王は、宝永元年に誕生され、享保3年（1718）正月12日に閑院宮の宮号を賜り、同月23日親王宣下を受けられた。宝暦3年6月2日、享年50歳で薨去。摩尼淨院と諡号される。上脣に直衣姿で坐す姿は、薨去後間もなく描かれたものだけに、生前の親王の姿をかなり忠実に伝えているものと考えられる。筆者の平松時行は、時春の子で極官は正二位権中納言。天明6年（1786）73歳で没。本像の存在によって時行の画業が偲ばれる。なお、この他当部には2代典仁親王・3代美仁親王・4代孝仁親王・5代愛仁親王の御歴代の画像も所蔵する。閑院宮旧蔵。

## はじめに

天皇陛下は昭和 64 年 1 月 7 日に御即位になり、平成 2 年 11 月 12 日に即位礼正殿の儀が行われた。本年は御即位十年にあたるのを記念し『平成新収善本展』と題して、この十年間に新たに整理・公開した書籍から 35 件を撰んで展示することとした。

以下展示書目について概観すると、1 は陽明文庫本（重要文化財）とともに鎌倉期の古写本で、紙背には『鎌倉遺文』未収の文書も含まれる。2 は「敦光朝臣記」から改元関係記事を抄出した南北朝期写本。3 は九条道家の日記の鎌倉期の最古写本。4 は九条尚経記の原本で裏は「三条西実隆書状」である。6 は実隆の自筆原本で 4 との関連で展示した。5 は松殿道昭の自筆本である。7～12 は叙位除目関係の資料である。7 は建仁 3 年の直盧儀での九条良経が使用した原本。8 は二条家本の祖形を窺わせる室町期の写本。9 は右大臣執筆儀の九条政基の自筆本。10 は叙位の儀の詳細な記録で九条道教自筆本。11 は九条道家が除目執筆の練習に用いた本。12 は鎌倉期の最古写本。13 は陰陽博士孝重の自署の残る原本である。14 は藤原忠通筆と伝わるが、南北朝期の模写本。15,16 は日野資教邸への行幸次第の記録で、前者は室町期写本、後者は中原康富筆本である。17,18 はいずれも仏家の説を記すが同名異書で、両本とも鎌倉期の写本。19 は上巻のみで大永 7 年写の水谷川家旧蔵本。20 以降は文学関係の資料で、20 は永和 4 年の八月十五夜御会の同年の写本。21 は正徹弟子の正般筆と伝える室町期の写本。22 は六つの短編を収める孤本で室町期の写本。23 は九条尚実の六十賀に寄せられた近衛内前以下の自筆短冊百枚。24 は小槻量実の自筆原本。25 は唐代の詩文を収める平安朝期写の孤本。26 は『白氏文集』巻 5 所収詩の鎌倉期の写本。27 は藤原資実の詩句と藤原定家の歌を番えたもので鎌倉初期の写本。28 からは四親王家から伝來した資料で、28 は閑院宮歴代の位記の原本。29 は初代直仁親王の画像。31 は直仁親王御筆和歌懐紙の原本。30 は有栖川宮から伝來の靈元天皇和歌懐紙の原本。32 以下 4 件は伏見宮伝来の楽書で、32 は藤原孝秀筆、孝重所持本。33 は嘉元 3 年 7 月、空性（西園寺実兼）筆本。34 は正平 20 年の写本であるが、後村上天皇宸筆を含む。35 は崇光天皇と栄仁親王によって書き継がれた本である。

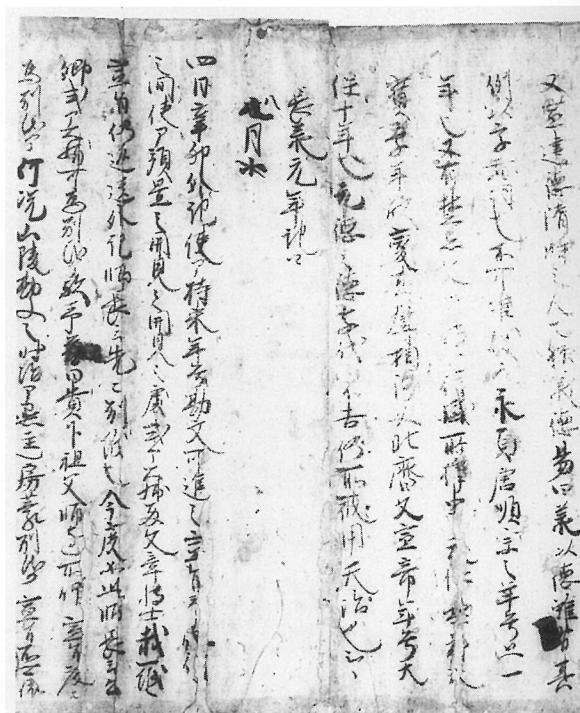
今回展示の 35 件を旧蔵者で見ると、13,25,32～35 の 6 件は伏見宮本、30 の 1 件は有栖川宮本、28,29,31 の 3 件は閑院宮本、1～5,7～12,14～18,22,23,26,27 の 20 件は九条家本、6,19～21,24 の 5 件は書肆からの購入本となる。

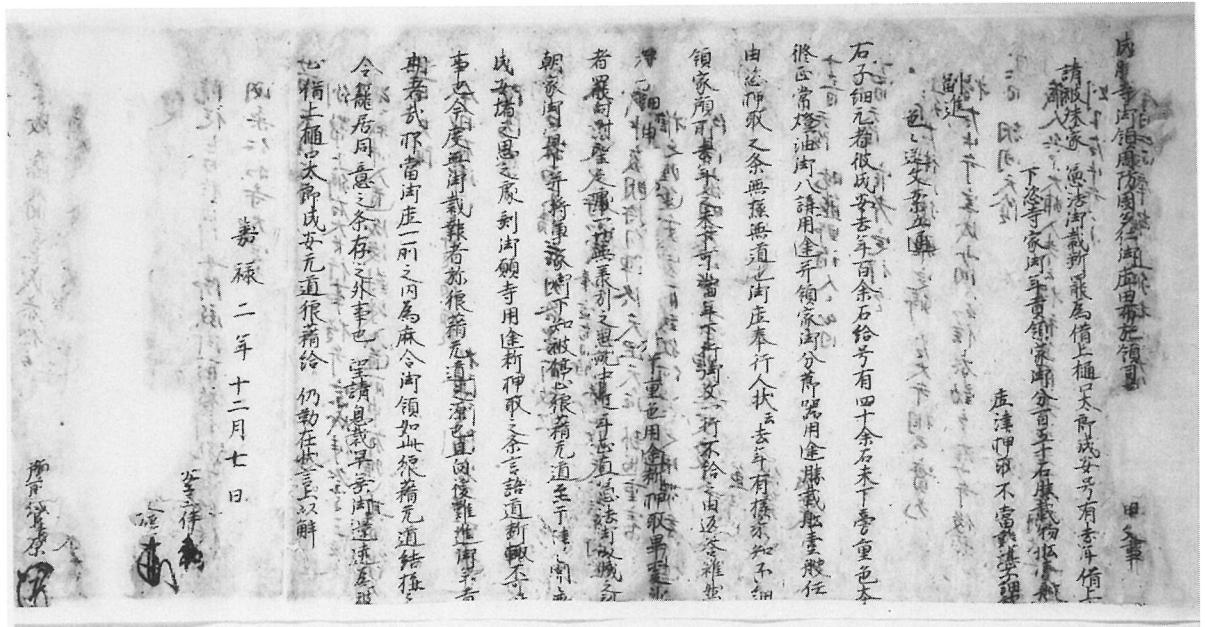


1

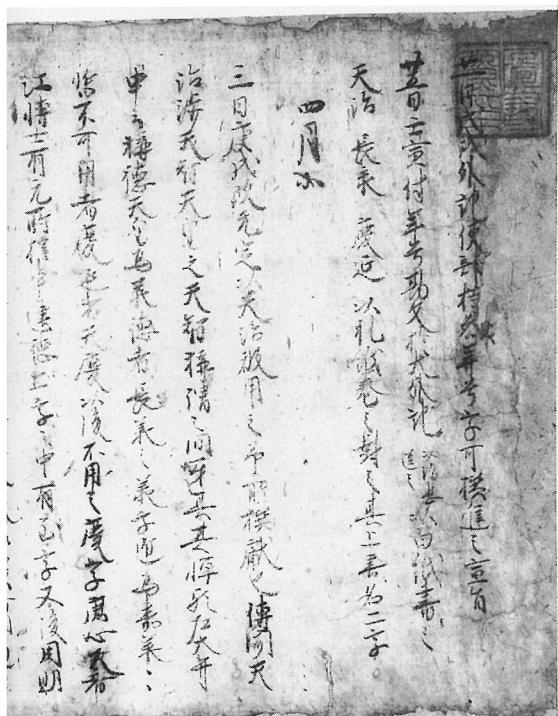
## 1 中右記

右大臣藤原宗忠（1062～1141）の日記。「宗忠公記」ともいう。『中右記』とは、宗忠の家名「中御門」と彼の官名「右大臣」から付けられた。記主の宗忠は、本来名門の出身であったが実務官僚としての道を歩み、博識の聞こえ高い藤原通俊に故実を学んで、自身も有識家としての名声を広めた。このため本記は、古来有職故実を知る典拠とされる機会が多く、現在に多数の写本が残されることになったのである。現在各所に所蔵される写本を総合すると、応徳4年（1087）正月～保延4年（1138）2月の51年2ヶ月の記事が残されている（途中約18年分を欠く）。これらのうち展示の九条家本は、陽明文庫本（23巻、重要文化財）とともに鎌倉時代書写の古写本として著名である。九条家本は本来、嘉保元年（1094）～保延元年（1135）（有次）の記事を持つ17冊本であったが、当部において調査・修補の結果、現在は15冊6巻として架蔵している。本記が、貴族社会の故実典礼に関わる記事に富んでいることはいうまでもないが、11世紀末から12世紀初頭の社会を知る上で貴重な事象も書き留めており、まさに当該期に関する第一級の史料といえる。今回は本文1箇所、紙背1箇所を展示した。本文の展示箇所は永久2年（1114）7月26日条。この日、強大な武力を背景にしばしば京周辺を混乱させた比叡山僧徒に対し、兵具を帯して山上に登ることが禁じられた。紙背については長承2年（1133）夏秋の巻から、嘉禄2年（1226）12月7日周防国多仁庄官解文を展示した（『鎌倉遺文』未収）。本巻紙背には他にも嘉禄年間の同庄関連史料が確認される。





(1) 紙背)



## 2 改元記

江戸初期の表紙に「改元記 式部大輔敦光記」と外題があり、いわゆる「敦光朝臣記」(「敦記」とも)のうち、天治・長承両度の改元に関する記事を南北朝期に書写したもの。残念ながら首部を欠くため残存記事がわずかであり、今回は全文を展示した。その内容は、天治度が改元当日の天治元年(1124)4月3日条と同年3月21日・同25日の両日条、長承度は改元当日の長承元年(1132)8月11日条と同月4日条である。とりわけ長承元年8月11日条からは、「長承」の元号は敦光が勘進したものであること(『元秘別録』によれば典拠は『史記』)、敦光と文章博士藤原行盛が勘進した「政治」は、秦始皇帝の名「政」に通ずることから憚られたことなどがわかる。記主の藤原敦光(1063~1144)は平安時代後期の儒者で、文章博士明衡の男。その才能は非凡で、特に漢詩文については『本朝続文粹』に68篇入集するなど、現在でも作品の多くと接することができる。一方で彼の日記「敦光朝臣記」は散逸し、現在では『歴代残次日記18』や、『図書寮叢刊 御産部類記上巻』に収められた逸文などから全体像を推し量るしかない。こうした状況下にあって、本記は「敦光朝臣記」の情報としても貴重である。九条家旧蔵。

建暦二年七月一日 天晴 去夜致行

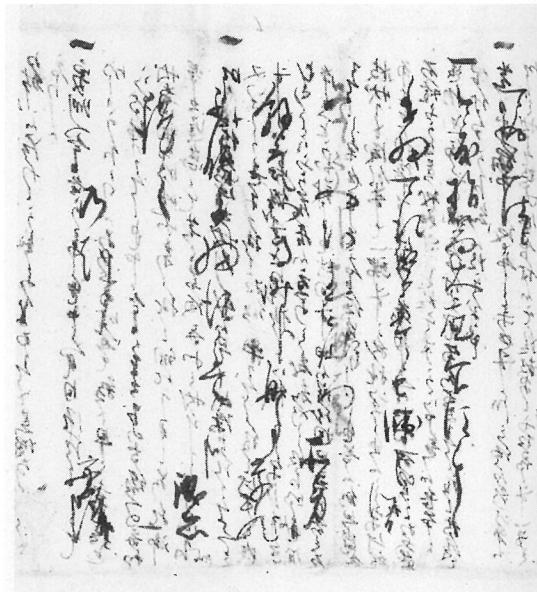


官陰日三回牒上納言隆漸以執筆新官相中  
至武御 今朝被見聞書三處大將致載未  
審百事之何時例事治不審本事之外記將書  
事中毛佐西音名奉宣發宣下凡ト墨給而暖日  
承之而半紙而定有子細於仍古夜 諸會行軍之  
疏葉職事興利而細り五景にハ根成宣旨下禁  
毛佐西音名前書該署而て仍雅進送六小直作  
之、未合前納旨毛佐西音名前書該署而て仍  
約言奏寫作之甚事半坡とて細事失之半坡  
而後十成事旨毛佐西音名前書該署而て仍  
書則程半坡名前書該署而て仍雅進送六小直作  
種進止為之行少作之件御才注進者則程進  
ら小一様大大臣 次第西音名次第高明而之  
詳予此章度例甚也吉又 件御才注進者則  
進内毛佐西音名是十成事旨注進者則程進

3

### 3 玉葉別記

九条道家（1193～1252）の日記は、曾祖父忠通の日記が『玉林』と呼ばれ、祖父兼実の日記が『玉葉』と呼ばれるのに対して『玉葉』と尊称される。『玉葉』の原本・古写本の類は現存しないが、近世の写本はかなり流布しており、そこから知られる記録期間は、道家17歳の承元3年（1209）から46歳で出家する暦仁元年（1238）まで30年におよんでいる。ただし散逸が激しく、記文が存するのはこのうちの12年間であり、しかも1年分の記事を具備する年はひとつもない。本書はこれら流布本中には見られないもので、建暦2年（1212）7月の道家の任内大臣拝賀の別記である。筆蹟・紙質等から鎌倉期の書写と判断され、僅か本文7紙の別記ではあるが、『玉葉』の最古写本として貴重な存在である。九条家旧蔵。

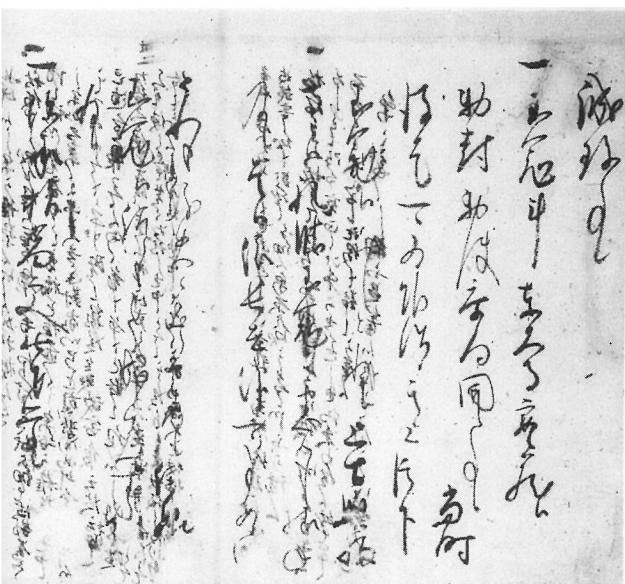




4

#### 4 後慈眼院殿雜筆

室町後期の九条家の当主尚経（1468～1530）自筆の日記全8巻。一名「尚経公雜筆」とも称す。尚経は政基の男。後慈眼院殿は尚経没後の諡号。所収の年次は、明応10年（1501）から永正元年（1504）に至る4か年分。但し、本記は厳密な日次記ではなく、この期間中の雜記ともいべきもので、文書の案・草案や来翰等を書き留めたり、貼り継いだりしたものである。その紙背は殆ど書状で、九条家の家司富小路俊通や尚経の舅三条西実隆のもの等多岐にわたっており、また家領經營に関するものが多くみられる。これらの中には現存の『九条家文書』中には見られない史料も含まれており、父政基の『政基公旅引付』等と併せみると室町後期の公家社会の一端を知ることのできる史料となっている。なお、本記はもと冊子本7冊であったが、当部において一部分割し8巻として修補・整理されたものである。展示本は、8巻の内の第3巻で、当時隨心院門跡と相論となっていた山城国小塩庄に関する記事が見られる箇所。また紙背文書は三条西実隆の書状が見られる第2巻である。九条家旧蔵。



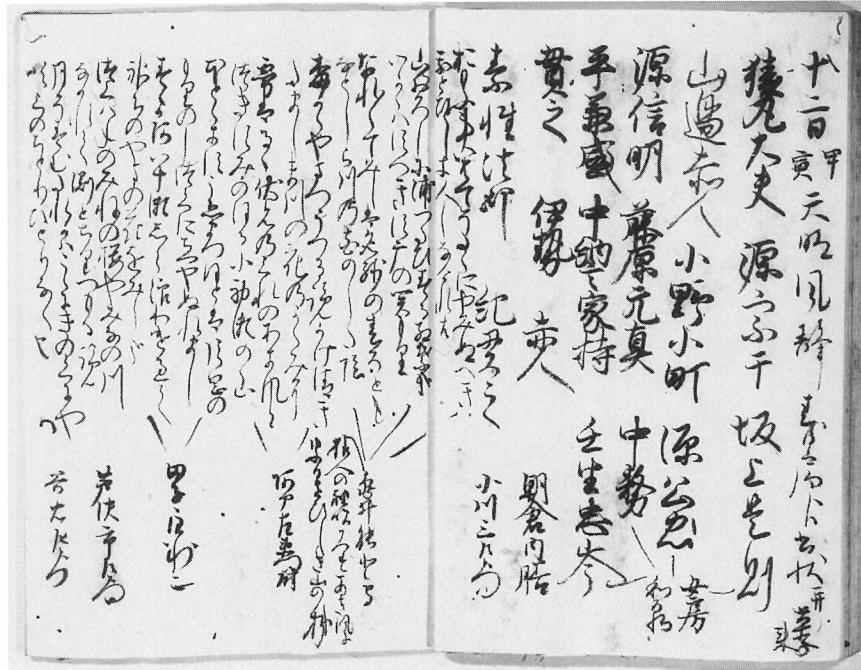
(4 紙背)

## 5 松殿御記

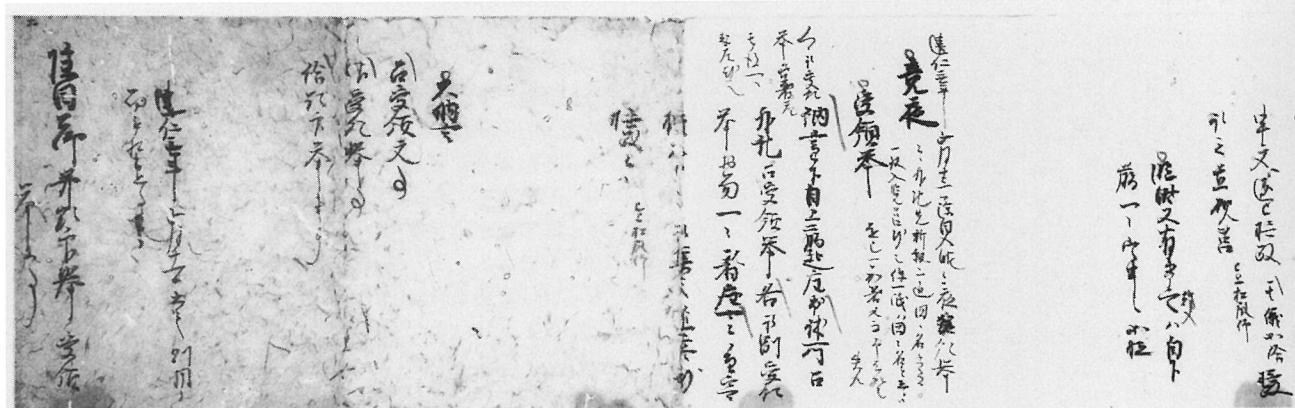
江戸初期の公卿九条道昭（1615～46）自筆の日記3冊。一名「道昭卿記」「道基卿記」とも称す。道昭は、閑白左大臣幸家の男として誕生。母は徳川秀忠の女従二位完子。兄に道房がいる。初名道基。松殿と号す。極官は正二位大納言兼左大将。正保3年（1646）6月12日、32歳の若さで没した。恭雲院と諡される。道昭は、兄道房と共に九条家に伝来してきた膨大な文書・典籍の保存・整理に尽力したことが知られ、家祖九条兼実の日記『玉葉』の古写本をもとに、新たに写本を作成する等の事業を自ら行っている。

日次記は、道昭27歳の寛永18年（1641）から30歳の同21年までの4年分を残すのみである。1冊目の寛永18年の記は、草稿本と考えられている。展示箇所は1冊目の、寛永18年10月12日条で、三代將軍徳川家光の乳母として知られる春日局より短冊・色紙等の染筆を依頼された折の記事である。草稿本と清書本とを比較すると、草稿本では詳細にその内容を記しているが、清書本では記事が簡略となっていることがわかる。

九条家旧蔵。



5

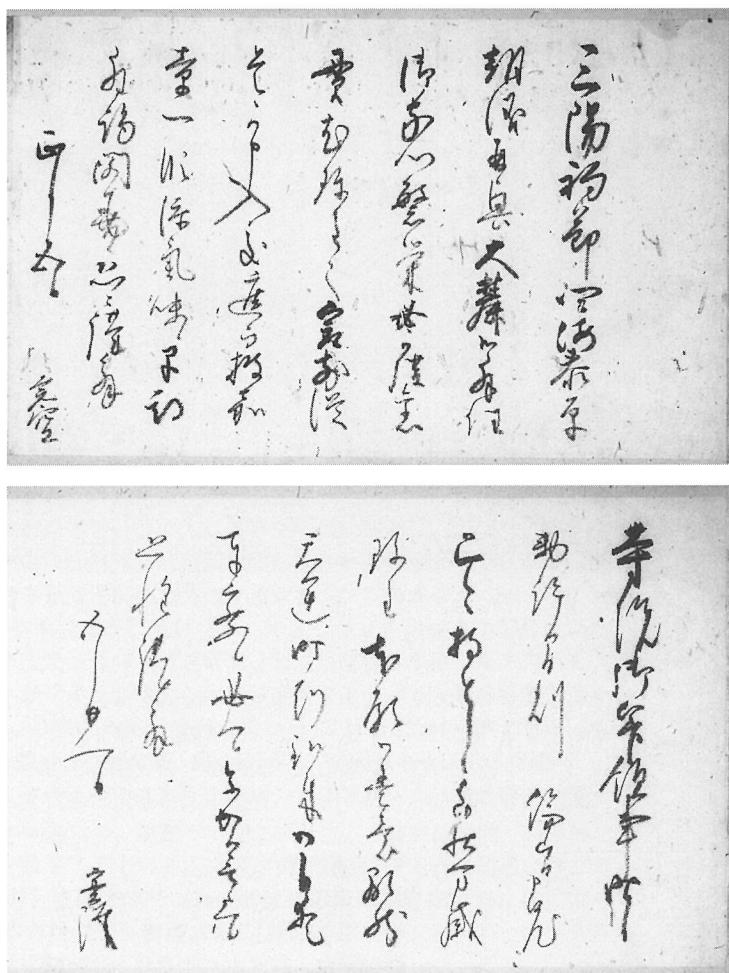


## 7 除目次第

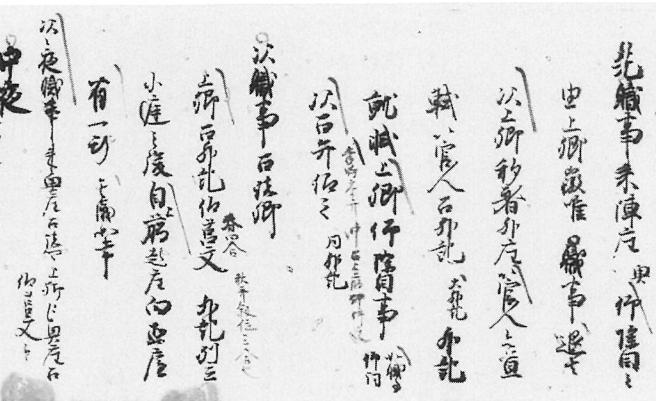
叙位・除目の儀は、通常は天皇出御のもと御前儀で行われるが、幼帝の時は摂政が直廬で執り行った。本書は建仁3年（1203）正月11～13日に摂政九条良経（1169～1206）の直廬で行われた春除目に際し、実際に使用された除目次第の原本である。現状の本書は巻子本で、江戸初期の九条家当主道房（1609～47）の筆で外題が書かれた表紙が付けられているが、これは恐らく道房の時に現装に改められたものと思われ、もとは懐中に入れて用いるため切紙2枚を継いだ折帖であった。「松

## 6 三条西実隆書状

本巻は三条西実隆（1455～1537）の書状類を1巻としたもの。内訳は、書状21通（うち署名が実隆となっているものが2通、他は堯空と署名）、歌題短冊1枚、和歌懐紙1通、事書1通である。遊紙端裏書には「逍遙院 実隆公文 寛永十八年二月続之 右大臣（花押）」という九条道房の識語がある。逍遙院は実隆の院号、署名に見られる堀空は彼の法名であり、『実隆公記』延徳3（1491）年4月29日条に「優婆塞堀空」とみられるのが初出である。上は文龜2年（1502）のものと推測される新年の賀状。下は永正11年（1514）5月21日のもので、実隆の女婿九条尚経が東福寺の管領を任せたことが『公卿補任』からも確認される。文面からも実隆の尚経への祝意が見て取れる。端裏書からみて、この1巻は本来九条家に伝来していたものと考えられる。



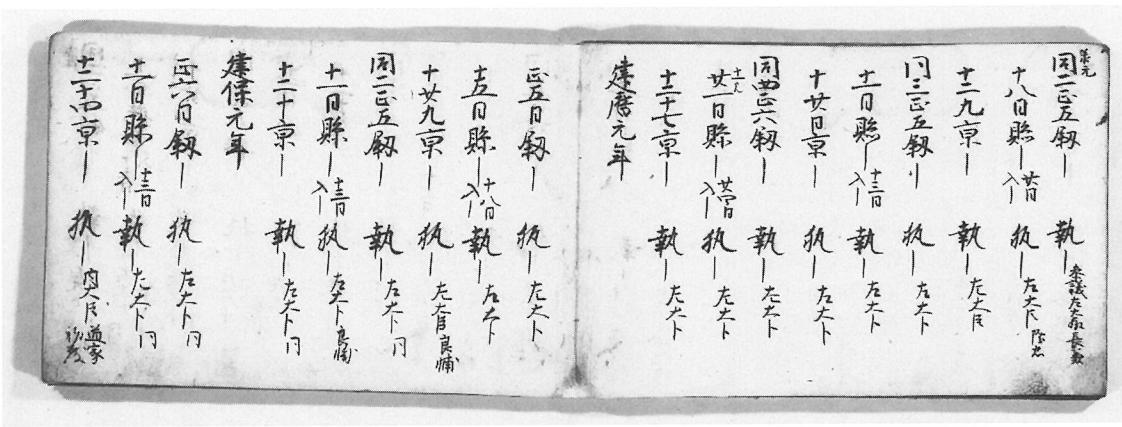
## 6 隆直廬儀



7

殿仰」を注した朱書部分や除目当日に書き入れられたとみられる後筆部分を含めて本文同筆と認められるが、「松殿仰」とは、九条家の祖兼実の兄で藤原忠通から直接に教えを受けた基房の説で、九条家の儀式作法の拠り所であり、後筆部分の内容とともに、書き手は摂政良経本人とみるのが極めて自然である。本書の書体は現存する良経の筆蹟に近似しており、良経自身の作とみて間違いないように思われる。良経は前年の12月に摂政となり、初めて直廬儀に臨むにあたり本書を用意したものであろう。九条家旧蔵。

7



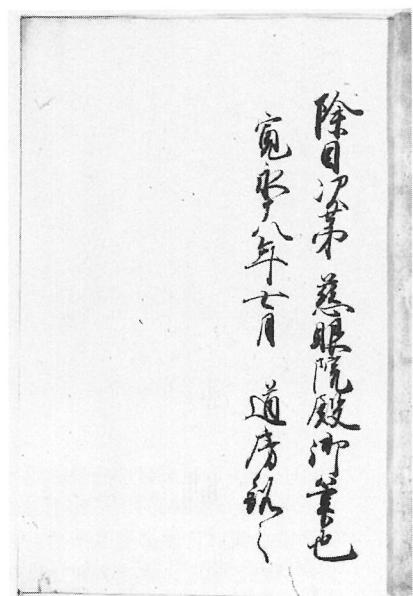
8

### 8 叙位除目執筆抄

仁和3年（887）から文明12年（1480）に至る恒例の叙位・除目（春・秋）について、その日付と執筆を書き連ねたもの。二条家で執筆を務めた人々については諱を避け官名に敬称を付すなど、もとの本が二条家にあったことを窺わせる。叙位・除目は貴族社会の最大の関心事であり、その執筆は非常に重い役目であった。九条家の祖である兼実も、初度の除目執筆を務める前に大外記清原頼業に命じて「寛平已後除目執筆」を抄出させたことが、その日記『玉葉』承安4年（1174）2月24日条に見えている。このように本書に類する書物はしばしば作られていたと推定されるが、現在「叙位除目執筆抄」あるいは「叙位除目執筆人々」の名で流布している諸本は二条家蔵本を共通の祖本としている。当部にはもう一本、延徳4年（1492）2月22日に二条持通に請うて書写した旨の三条西実隆の奥書を持つ本（415-270）が存する。こちらは天文14年（1545）まで断続的な書き継ぎがなされているが、文明12年までの記載は本書とまったく同じで、これが二条家本のものとの形であると考えられる。九条家旧蔵。

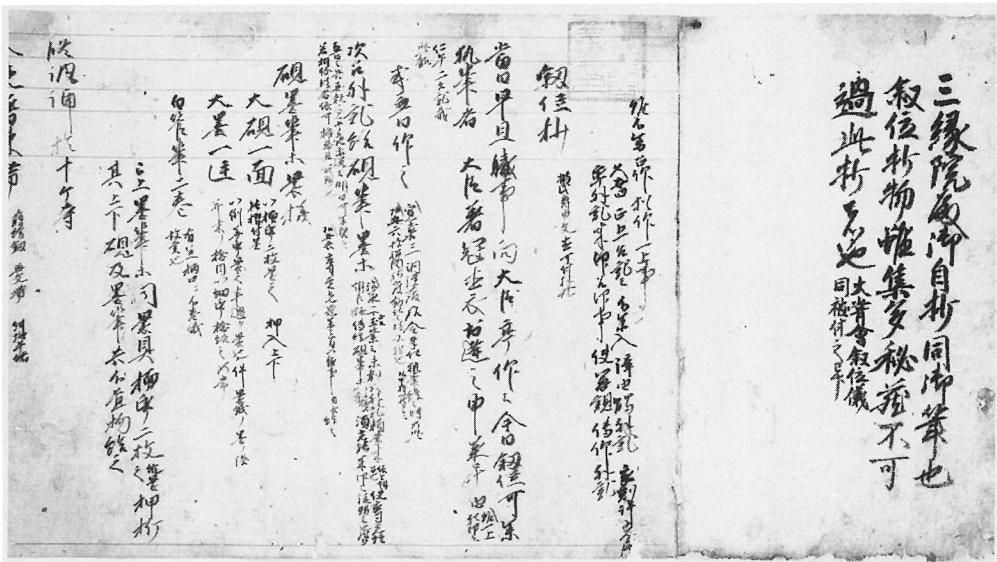
### 9 除目次第

九条道房（1609～47）が、外題を「除目次第右大臣執筆儀」、また奥書を「除目次第慈眼院殿御筆也、寛永十八年七月 道房銘之」と記している。本書の筆者慈眼院殿（九条政基 1445～1516）が、本文後に藤原良房から九条道教までの右大臣に直任された事例を列記しているのは、彼自身応仁2年（1468）に権大納言から右大臣に直任されたためであろう。さて本書は、具体的に除目執筆を経験した際に作成されたものではなく、政基が右大臣に任じられて以後、将来執筆を務める機会のあることを想定して作成した手控えであったと思われる。政基は本書を作成するに当たって、特に九条兼実の日記『玉葉』を参考としたことが所々に確認される。ところで、政基が右大臣であった期間は応仁2年から文明7年（1475）の8年間。しかし応仁2年から文明6年の間は、応仁元年に京都を舞台として始まった「応仁の乱」の最中であり、春除目は行われなかった。そして久しぶりに行われた文明7年の参列者のなかにも政基の名はなく、ついに右大臣のうちに政基が除目に参列することはなかったのである。ちなみに彼が、九条家領庄園である和泉国日根野庄の直務支配実現のために下ったのは、文亀元年（1501）のことである。九条家旧蔵。



三縁院殿御自抄同御筆也  
叙位抄物雖集多秘藏不可  
過此抄多也

司被付く事



10

## 10 叙位抄

毎年正月に行われる恒例の叙位の儀について、その進行の次第に添ってそれぞれの細かな作法を記し、さらに諸記録や先人の作法から多くの先例を引いて注記したもの。中でも『玉葉』から引かれる例が多く、他に松殿（藤原基房）・洞院殿（九条教実）・故禪闇（九条忠教）の例を引くなど、九条流の叙位儀作法が詳述されている。本文は特徴のある九条道教（1315～49）の筆になり、巻頭には「三縁院殿御自抄、同御筆也、叙位抄物雖集多秘藏不可過此抄者也、大嘗會叙位儀、同被付之畢」と九条政基（1445～1516）の識語が載せられている。政基が記したごとく本書は道教の作と考えられるが、単なる叙位次第とは異なり、叙位の儀でこれほど詳細を極める書は希有な存在である。九条家旧蔵

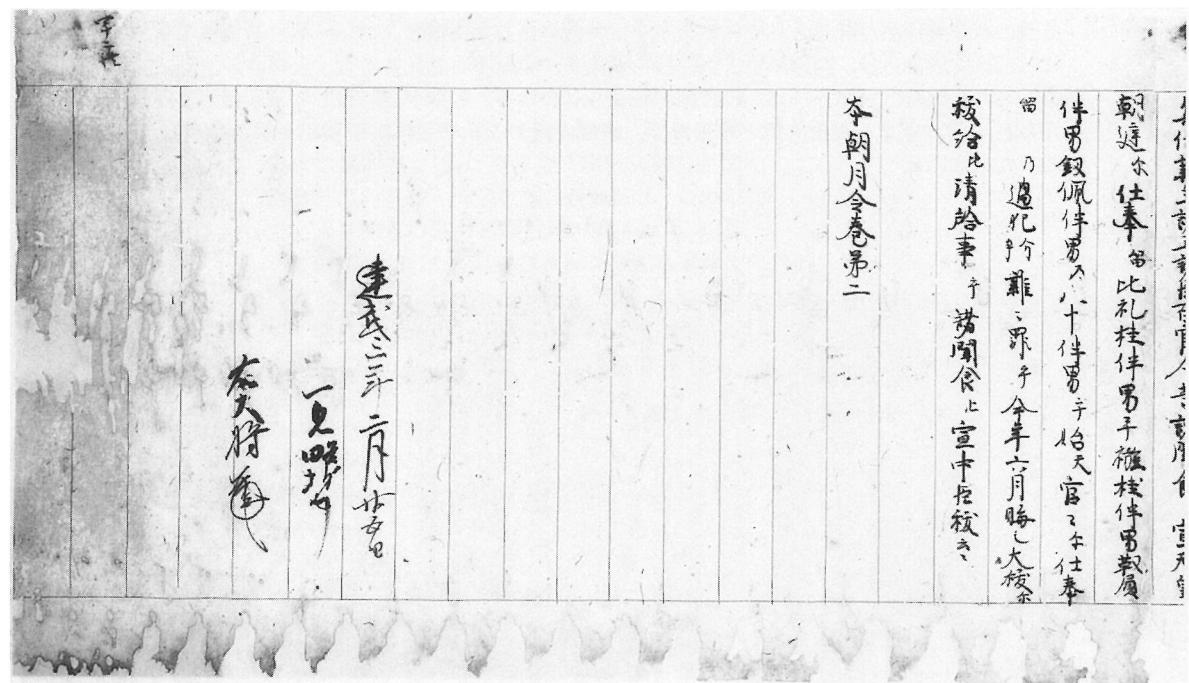


9

9



11

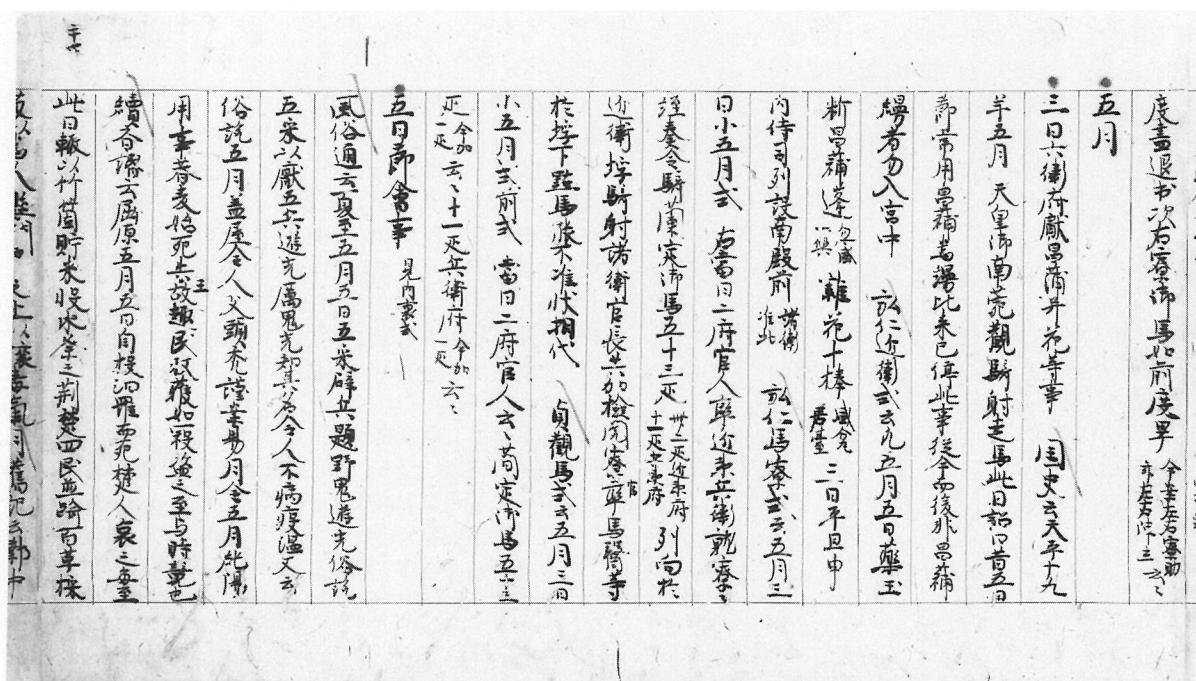


12 本朝月令

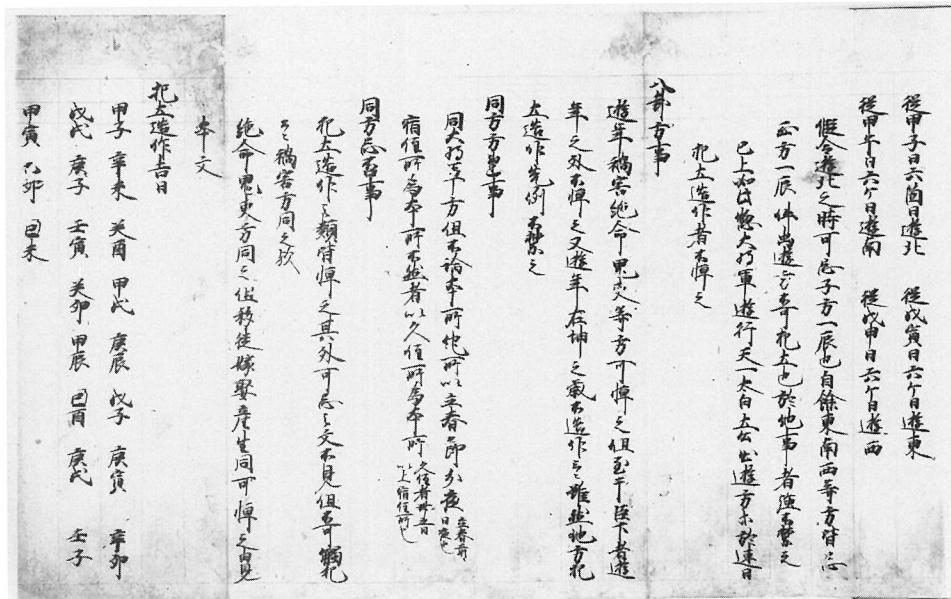
年中行事の起源・沿革を和漢の旧記を引載して示したもの。我が国の伝存最古の国書目録である『本朝書籍目録』によれば、編者は惟宗公方で、6巻あるいは4巻と伝えられている。本来は一年分の年中行事を完備していたと推定されるが、写本として現在伝わるのは4月から6月までを扱うその巻第2のみである。本文の内容から朱雀天皇（在位930～46）時代の成立と考えられており、公方はこの

## 11 大間書

大間書は大間とも称され、春秋の除目に際し外記が用意作成する基本文書である。神祇官に始まり太政官八省の被管諸司、地方官、武官の順に欠員となっている職名を一官一行どりで列挙し、新任者の位階姓名等を書き込むための空白部が大きく設けられているためにこの名がある。除目当日は執筆（御前儀では多くは大臣、摂政直盧儀では参議）が決定した任人の位階姓名を当該官職の下に書き入れ、必要があれば任官理由（尻付）を注記する。この執筆の作法は極めて複雑で、詳細な故実があるが、除目の執筆を務めるにあたっては予め稽古を積むことが不可欠であった。本書は九条道家（1193～1252）が除目執筆の練習に用いたもので、右大臣（当時）藤原基房が執筆を務めた応保2年（1162）の秋除目を手本に大間を再現し、道家が本番さながらに任人を書き入れたものである。道家は建保元年（1213）の秋除目で初めて執筆を務めており、稽古はそれに先だって行われたと考えられる。本書はのちに九条満家（1394～1449）が引付の料紙に使用したため切断されて冊子本の紙背となっていた時期があったが、その後の恐らく近世初頭、九条家において表裏を戻し、現装の新表紙を付して巻子本に復元されている。九条家旧蔵。



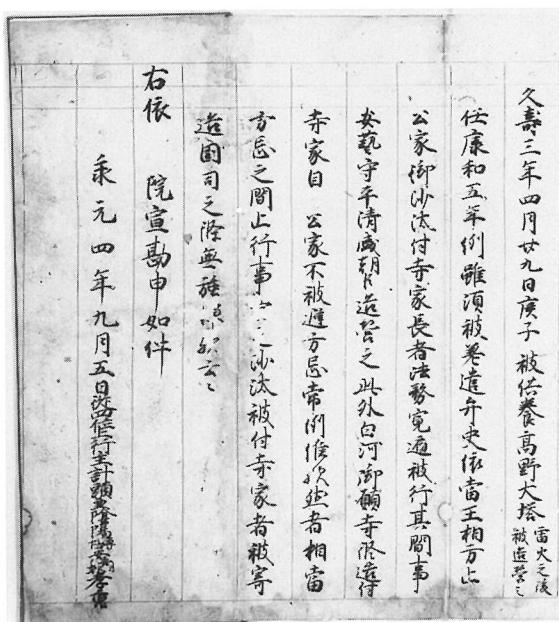
期間主計助・大判事・勘解由次官・民部少輔等を歴任しながら一貫して明法博士であった。本書は現存する年中行事書としては最古の部類に属するが、個々の儀式の次第には触れず、説明も専ら引用文で編者自身の文はない。しかし引用されている書目には佚書も多く、内容的には貴重なものが多く含まれている。九条家旧蔵になる本書は、建武3年（1336）九条道教の一見奥書を持つその現存最古写本である。



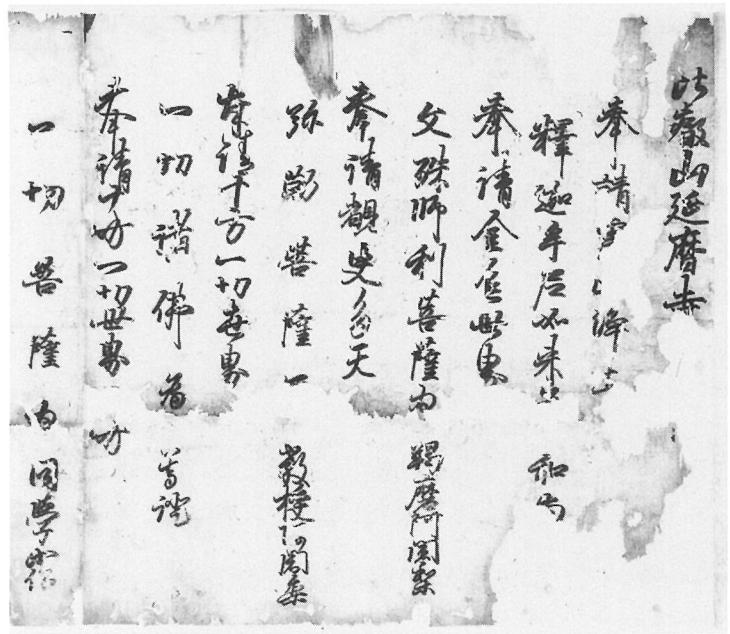
13

### 13 陰陽博士安倍孝重勘進記

承元4年(1210)後鳥羽上皇の院宣により陰陽博士安倍孝重が勘申した勘文。土木・造作・移徙・神事・仏事・入内・元服などに関する陰陽道上の吉凶・禁忌等を、様々な陰陽書や数多くの先例を引いて勘申したもの。孝重の自署の残る原本である。もとは巻子本であったと思われるが、比較的早い時期に折帖に改装されている。本書が伏見宮家から当部に移管された時点では紙継ぎの剥がれた断片が集められた状態で、「朝儀吉凶勘例」という仮の書名が付けられていた。近年陰陽道関係の研究が進み、京都府立総合資料館所蔵の「若杉家文書」にある『日時勘文部類』と、18世紀初頭に賀茂清茂が伏見宮本を書写して現在は東京大学史料編纂所にある『陰陽博士安倍孝重勘進記』の内容がつれの関係にあり、清茂の写した伏見宮本が本書であることが判明した。本書はこれらの研究成果に基づいて紙順を整え、先頃整理公開したものである。

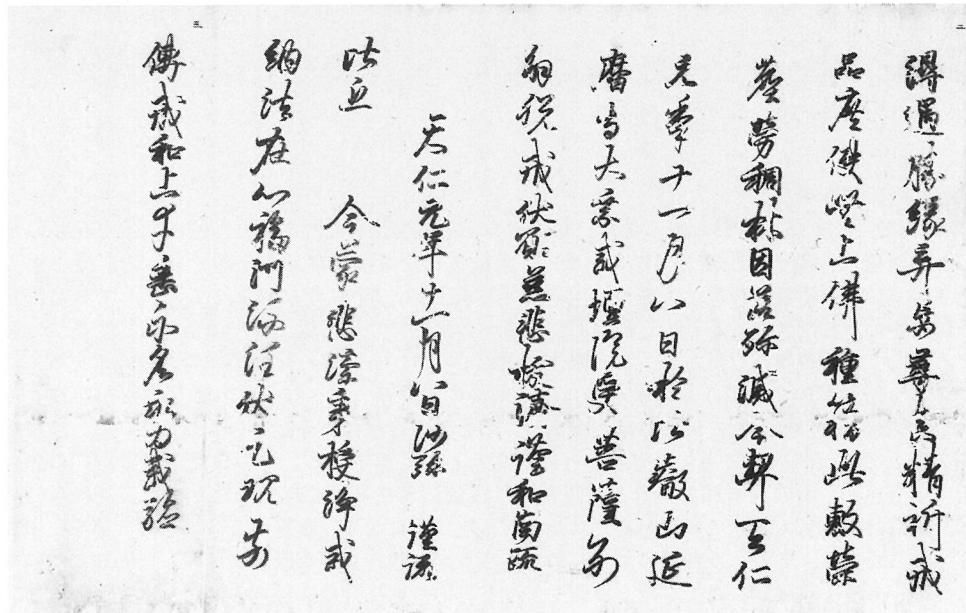


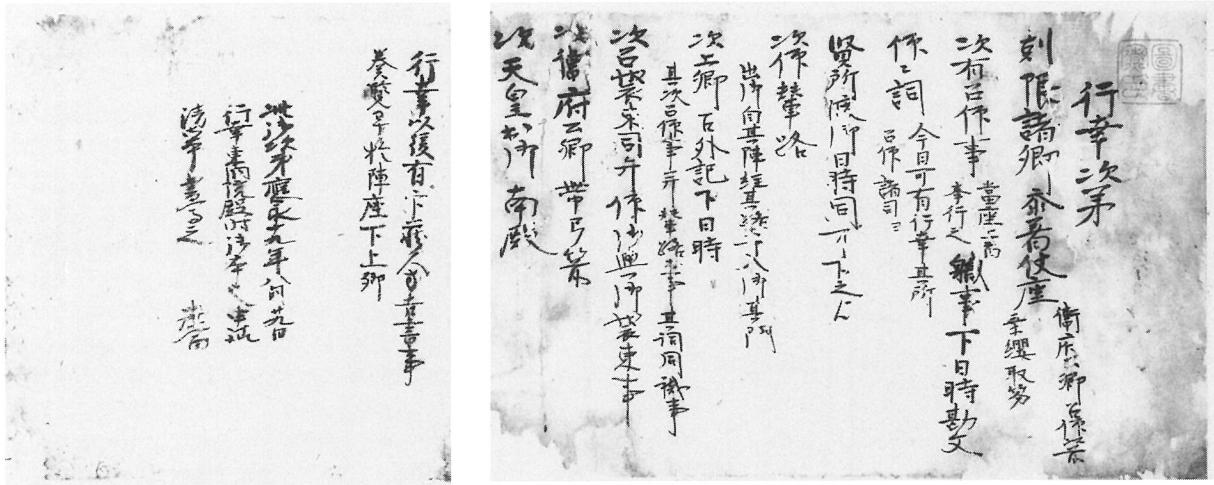
12



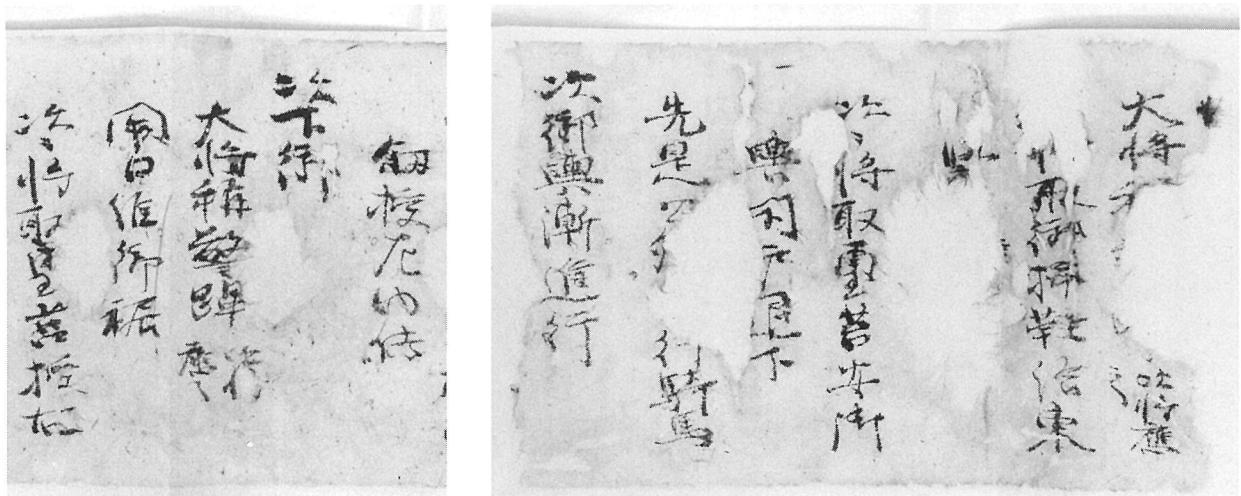
#### 14 延暦寺戒牒案

出家得度を果した沙弥は、修行のち出家者の守るべき二百五十戒の伝授（いわゆる受戒）を経て初めて僧侶となるが、戒牒とは、受戒を請願し認可されたことを証明する文書を指す。戒牒の本文は、先ず伝戒の師を列挙して奉請し、沙弥自身の名で、四六駢體による疏を以て伝戒を請う意を表する。文中沙弥自身の署名を加え、受戒の日次と場所を記すことが要件になり、受戒後の意を述べる文章も附属される。受戒が成ると認可の位置等が加えられ、公式に発効の運びとなる。旧来正式の受戒は、東大寺、下野薬師寺、大宰府觀世音寺に設けた戒壇院に於いてのみ行われたが、天台仏教を将来した最澄の奔走によって、延暦寺にも公式の戒壇が置かれることになった。延暦寺に請願する戒牒は東大寺宛のものと異なる点があり、伝戒の師に現世の師名を挙げる東大寺流に対して釈迦如來以下諸菩薩を立てるのは、教理及び儀礼の相違を反映するものとされる。当該の文書は延暦寺での伝戒を請う形となっており、天仁元年（1108）11月8日の日付を有するが、本来沙弥自身の署すべき箇所は全て空白となっており、請願者の名は判明しない。伝戒師以下認可の位置を存すべき箇所には「何某位」と記されるから本書の案文に係ることが知られ、本案に基づく戒牒が実際に交付されたかどうかも審かでない。但し治部省官人の位置が想定されていない点は、平安中期以降に発効した実例に適う。藤原忠通（1097～1164）の書と伝えるが、後世の模写に係るものであろう。九条家旧蔵。





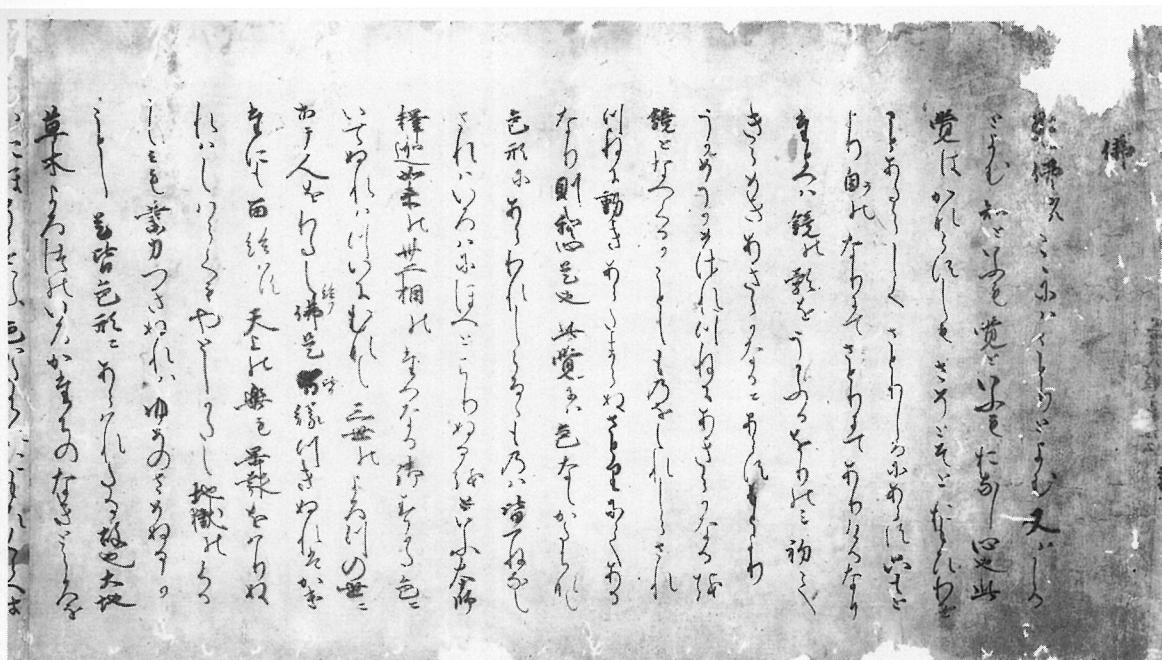
15



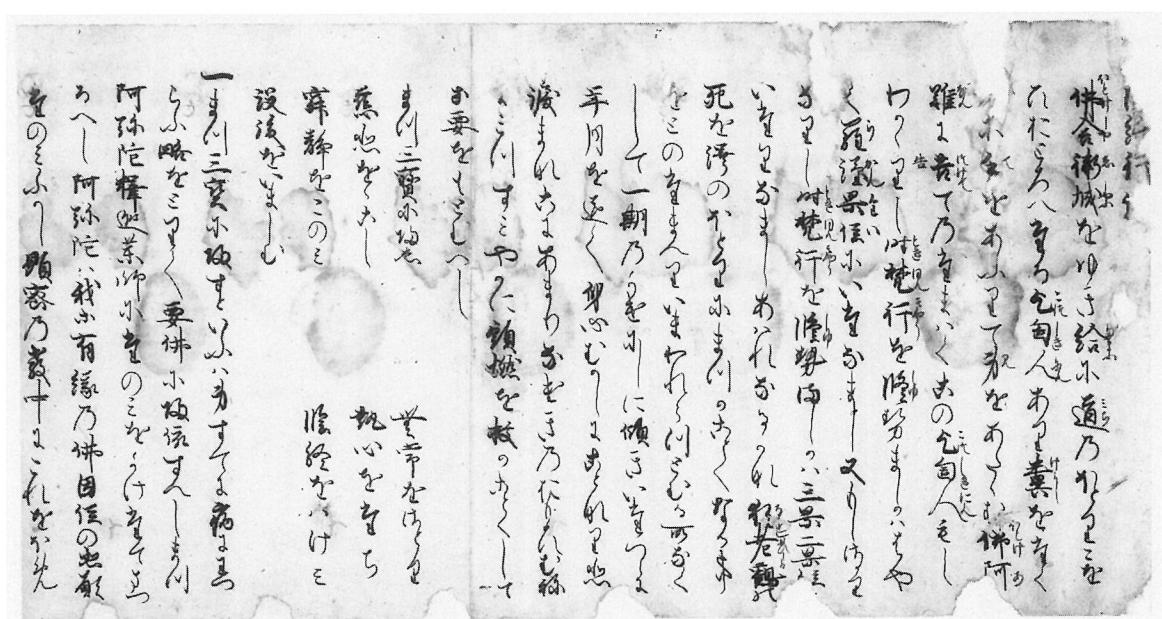
16

### 15・16 後小松天皇行幸次第

応永 19 年 (1412) 8 月 28 日、後小松天皇が日野資教の一条東洞院亭に行幸された際の次第を記録したもの。このとき天皇は、皇子躬仁親王 (称光天皇) へ譲位するために行幸されたのであった。後小松天皇は、明徳 3 年 (1392) 南朝の後龜山天皇から神器を受け取られ、約 60 年にわたって分裂してきた南北両朝の合一に立ち会われた天皇である。しかし躬仁親王への譲位については、合一の条件として皇位は両統迭立とするという一項が存在したため、この譲位は違約である、とする一部旧南朝勢力の蜂起を招くことになる。さて今回展示の 2 点のうち巻子本には、巻末に中原康富 (?~1457) の書写奥書が存在する。『後小松天皇御譲位記』(柳-269) によれば、康富はこのときの行幸に少外記として参じている。彼は室町時代前期のひとで、有職故実に通じた有能な外記局官人として知られる。その日記『康富記』の記事から、応永 7 年 (1400) 頃の生まれであると推測され、11 歳の春に初めて拝任したという。これらの記事に従えば、康富は当時官人として歩み始めたばかりだったことになる。康富がこのときの次第を「申請清御本書写之」したのは、こうした背景によるものであろうが、残念ながら康富が書写した底本については確認できない。もう 1 点展示した折本は、首部を欠くものの残存部分は巻子本の内容と全て一致する。このためこの折本は、巻子本と同じ原本を書写したものか、あるいは折本 (巻子本) が巻子本 (折本) を書写したものと考えられるが、確定はできない。共に九条家旧蔵。



17



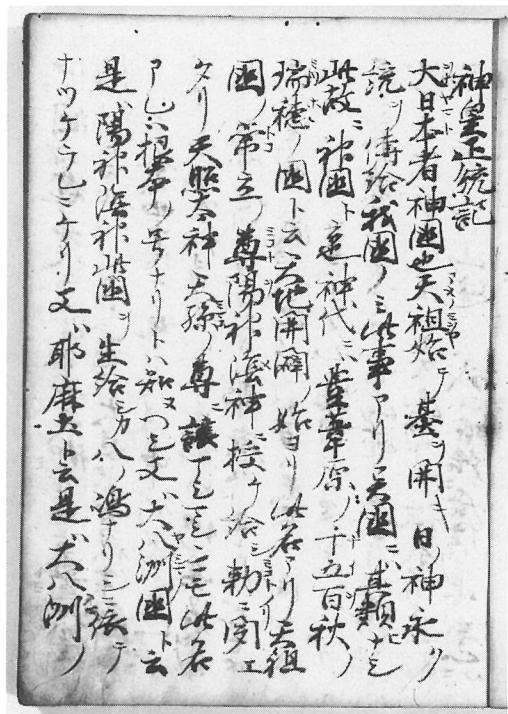
18

### 17・18 仮名法語

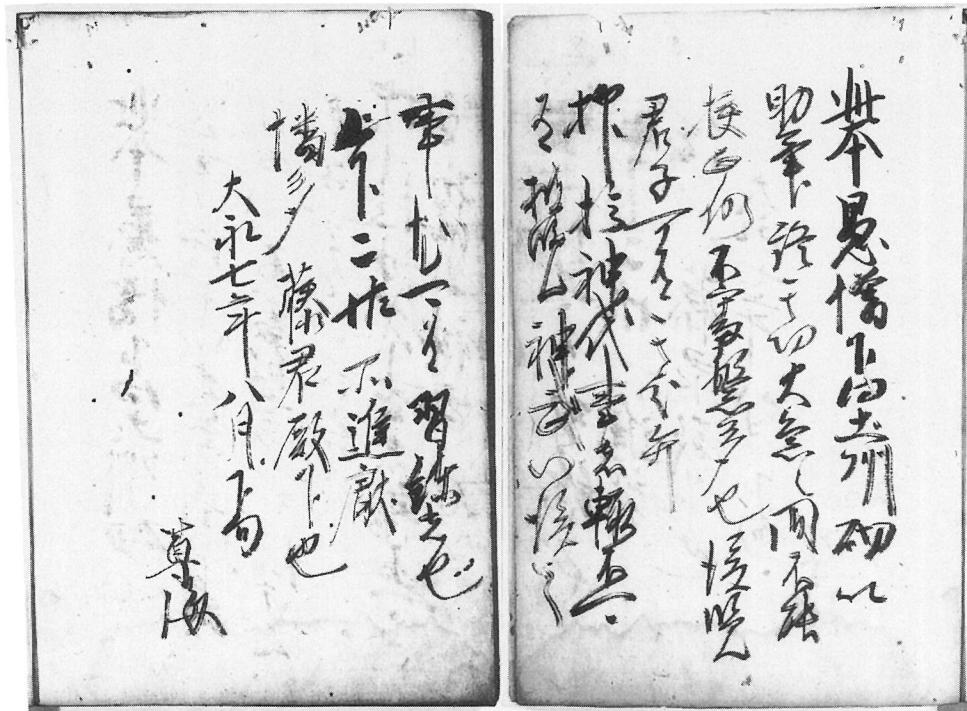
17・18の2巻は、共に整理書名を「仮名法語」としているが、両者を同一書と見るべき徵証はない。両者共首尾を欠いて題署等を見ず、漢字平假名交文を用いた仏家の説であることを徵しての命名である。17は、先ず「仏」と標し、本文の首に「**佛**仏ヲハコゝにはさとりとよむ」として、前段では様々な例示を以て無常の覚について述べ、中段からは専ら『首楞嚴經』に見える鼓声の譬喻に即いて説く。以下ある人の疑いに答える形を取り、『首楞嚴經』『圓覺經』『俱舍論』を以て引証する。末尾は余白を残して途絶している。紙背継ぎ目に同一の花押を存するが、何人の所為か、審かでない。18は、先ず標目を存するが、破損により判読できない。本文は首に釈迦が乞食に証果の無いことを哀れんだ話を置き、在家を対象として、仏法に帰するための心得を列挙する。これらは「まつ三宝にふし/無常をさとり/慈悲をゝこし/執心をたち/寂靜をこのみ/臨終をはけみ/没後をいましむ」というもので、以下に各条に関する詳説を示し、第3条まで途絶している。第1条中の、法寶について説く部分では『法華經』『觀無量壽經』等の大乘經、隨求・尊勝・千手・寶篋印陀羅尼、阿彌陀大呪、光明真言の誦誦を課している。両者とも巻軸に新紙を継いで九条道房(1609~47)の識語を有し、九条良経(1169~1206)の筆と定める。両者は別筆でもあり俄には従えないが、相應の古色を留めている。九条家旧蔵。

19 神皇正統記 卷上

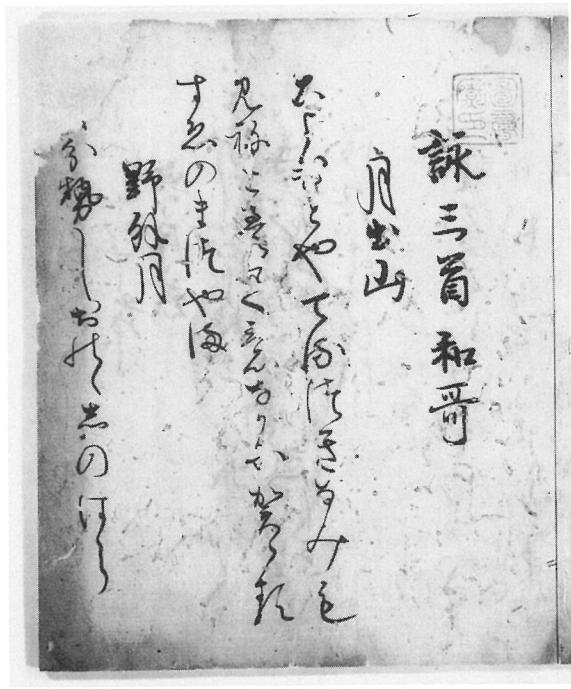
神皇正統記は、延元4年（1339）に常陸国小田城において南朝の公卿であった北畠親房によって著された歴史書で、神代より第97代後村上天皇までの事績や歴史の推移を概観し、南朝の正当性を述べたものである。現在、上下2巻もしくは上中下3巻として伝えられている写本が多い。著述の目的は、東国の武士層に対して南朝に結集を呼び掛けるためであったとされ、後世の歴史観や国体観に与えた影響は大きかった。なお、親房は、同國閑城で興国4年（1343）に本書を修訂しており、現在伝わる写本のほとんどは修訂以後のものである。展示本は、上下巻のうちの上巻のみの零本ではあるが、神代より第57代陽成天皇までを収める。本書は、卷末に付された書写奥書により仁和寺の僧尊海によって大永7年（1527）8月に書写され、土佐一条家の当主一条房家に献じられたものであったことがわかる。本書の最古写本としては石川県の白山比咩神社所蔵の永享10年（1438）の奥書をもつ一本が知られているが、展示本は大永8年書写の六地蔵寺本等と共に、年記をもつ写本として貴重な存在である。本文は応永本と呼ばれる系統である。もと近衛家の庶流水谷川家（興福寺一乘院門跡）に伝來したもの。



19



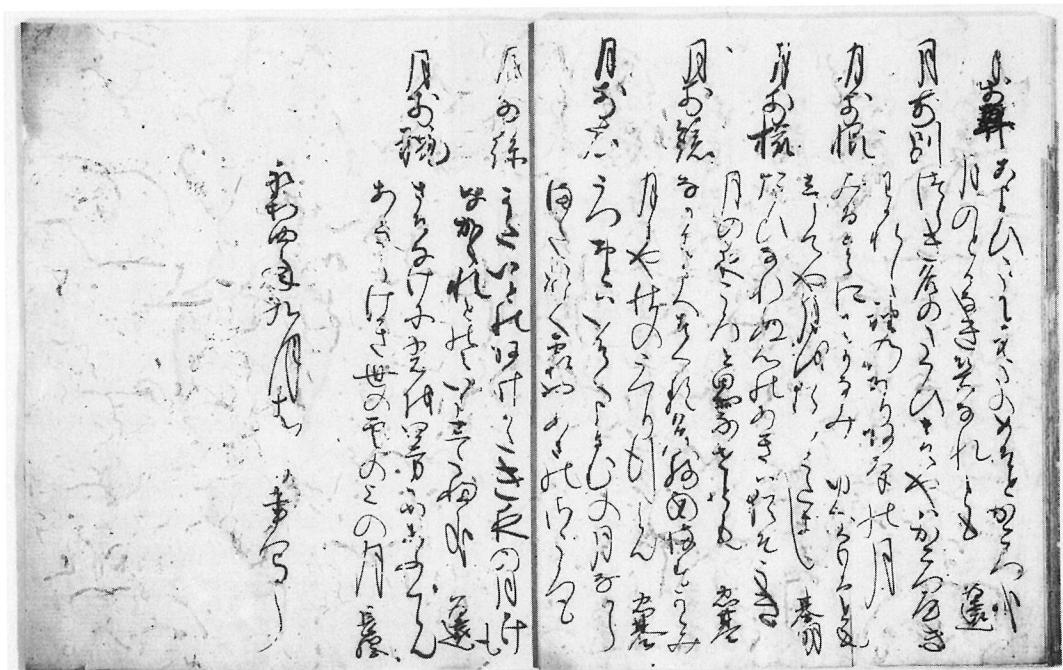
(奥書)



20

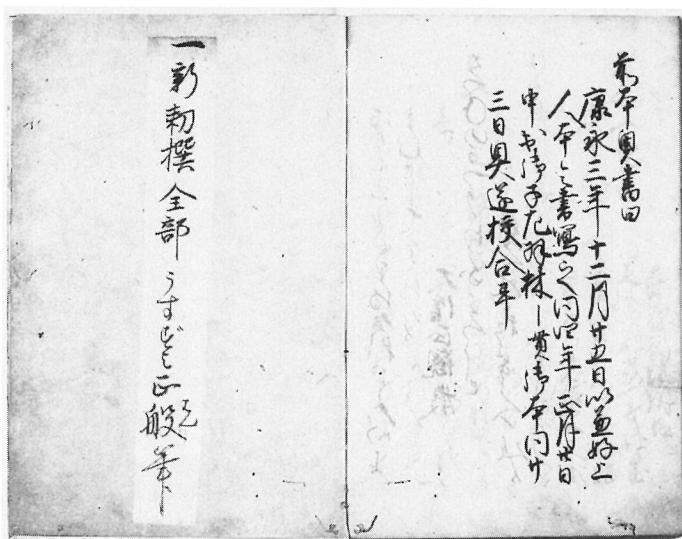
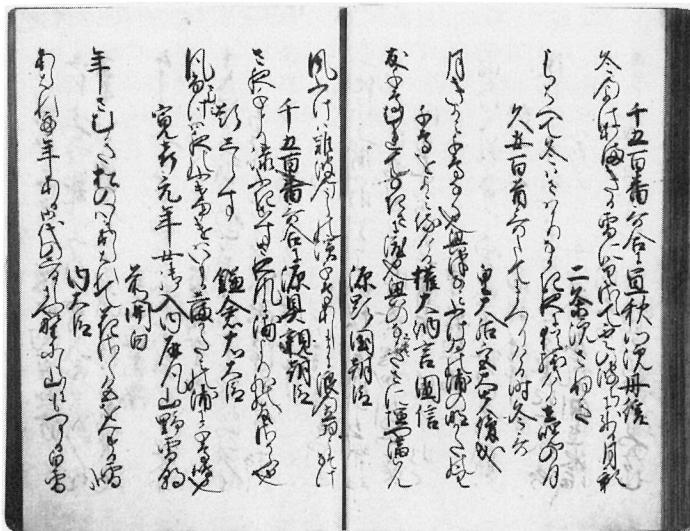
## 20 御会和歌 永和4年

天皇主催の漢詩・和歌・管絃の宴を御会といい、その場で作られる和歌を御会和歌と称す。展示本には、永和4年（1378）八月十五夜の後円融天皇の和歌御会の兼題と当座詠が収められていると考えられる。前半は御会の三首懐紙（月出山・野外月・寄月恋）をそのまま写しており、歌々の後に「永和四年八月十五夜和歌御会/題者御子左中納言/講師基明朝臣/読師御子左中納言/御製講師御子左中納言/読師閑白」とする。出詠者は後円融天皇（無署名）・二位局・九條忠基・御子左為遠・東坊城長綱・園基光・中山親雅・園基明・洞院実信・日野資教。御製と忠基・為遠詠は一首を二行半、以下の男性は二行書きで、前者は『竹園抄』後者は『和歌秘抄』などに見られる懐紙の書き様に則っている（二位局は女性の書式で収載）。後半は、短冊の写しで奥に「永和四年九月十日（九カ）日書写了」とある。詠歌年次は不明だが、①「月前闇」歌に「もち月の」とあり八月十五夜詠であること②無署名の「月前別」歌が『新後拾遺集』に太上天皇御製「永和四年八月十五夜、三首歌講ぜられし次に、月前別恋」（1134番）として収められていること③後半の出詠者名がすべて前半の御会に見られること等から同じ御会の当座詠であると考えてよいと思われる。詠風は、為遠に代表されるように二条派の平淡なものである。



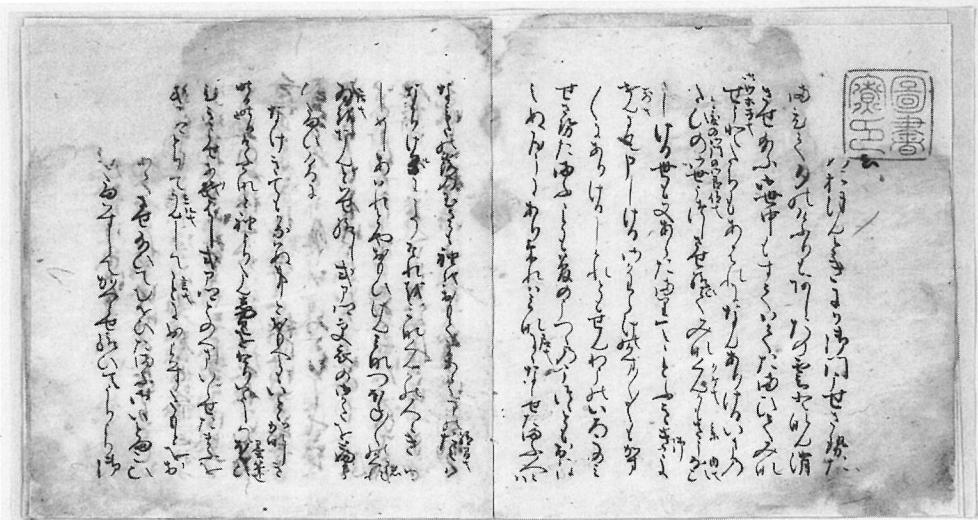


21



21 新勅撰和歌集

『新勅撰和歌集』(藤原定家撰)は、文暦2年(1235)3月12日成立の、第9番目の勅撰和歌集である。貞永元年(1232)6月に後堀河天皇の勅命を挙げ、同年12月には仮名序と部立目録を提出、天福2年(1234)6月に未定稿ではあるが仮奏覽を終えた。しかし同年8月に後堀河院が崩御され、定家は悲嘆のあまり手許の草稿を焼いてしまった(明月記)が、その後仮奏覽本をもとに撰集を終えた。当時は後鳥羽・土御門・順徳の三上皇が配流されており、和歌に優れている三上皇の歌の処遇をどうするか、定家の配慮の跡が窺える撰集となっている。また武家の歌を多く入集したため、『宇治河集』の異名が付いたという(井蛙抄)。展示本は、いわゆる精撰本系統で室町末期の写と思われる。そして当該本には、「一新勅撰全部 うすずみ正般筆」と貼紙があるが、薄墨による明らかな訂正・補記は見出せない。とすれば全体の書写者を正般だと伝えていることになろうか。この正般(1433~?)は連歌師・正徹の弟子で、師の没後は正広(日比と称す)に師事した。招月庵と称す。「うすずみ」はそれを用いた歌で評判になったための二名(ふたつな)か。自筆短冊数枚の他、伝正般筆『千載集(釈教部)』(九州大学細川文庫蔵)等が確認される。

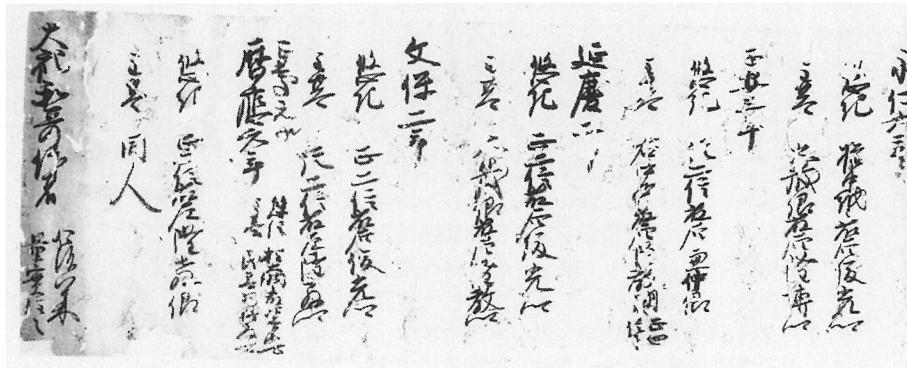
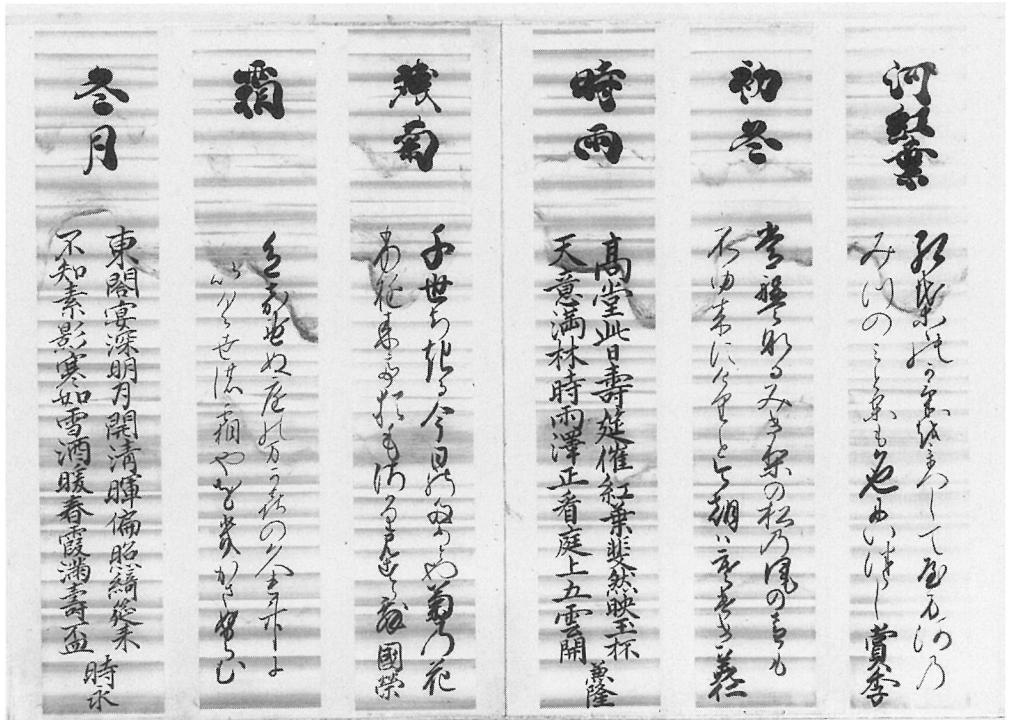


22



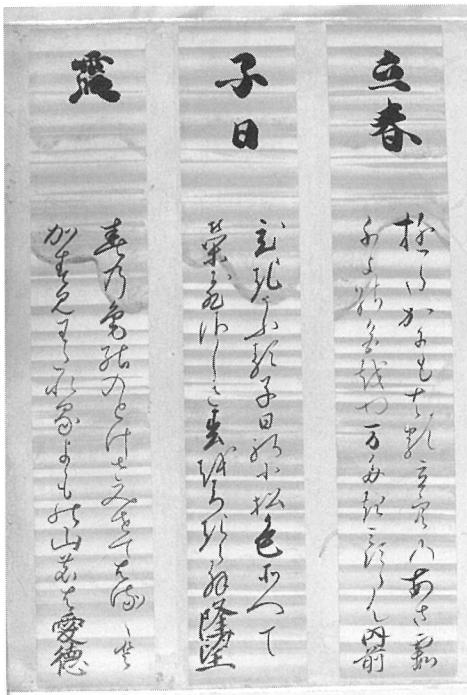
## 22 佚名物語集

本集は縦 16.6 cm、横 15.3 cm の小冊子。表紙や奥書等はない。作者不明。もとは未装訂であったものを当部で改装した。書写は室町時代後期の天文前後かと思われる、また、冒頭の欠脱や誤写、脱字も見られる。そのために判読に難をきたす箇所も多い。本集には「(欠損・『あしたの』か) 雲」「天のはしたて」「(欠損・高明公を主人公とする物語)」「薄かもと」「露の小車」「夢の名たて」の 6 つの短編が収められているが、特に後ろの 3 作品は断片的な内容で、各作品全体の内容を把握するのは難しい。また、本文中には語句の意味などを記した本文と同筆らしき書き入れが施されている。その中に「本如此」「如本」という書き入れが見られるものの、現在では他に伝本の存在は確認されていない。全般的には王朝風の物語としての体裁をなしているが、室町時代の作品らしさが見られるものである。その他、「くんか(公家)」「さうない(參内)」「隠居(かくれゐ)」などといった特殊な語の使用が見られることも注目される。九条家旧蔵。



24 大嘗会和歌作者例

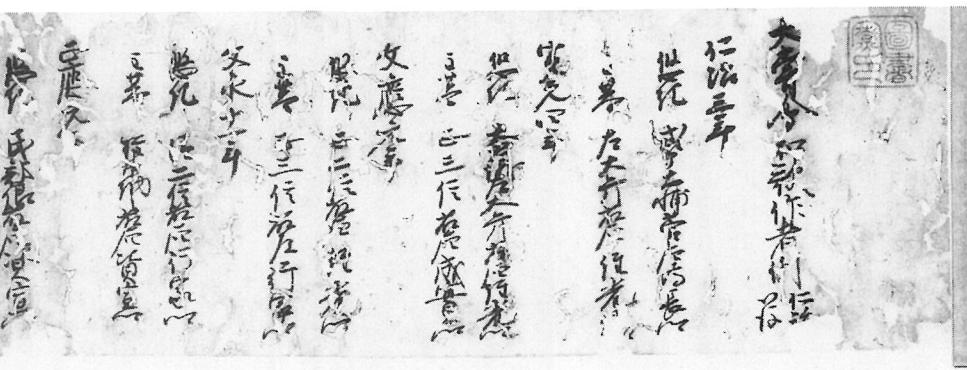
小槻量実（？～1366）が仁治～暦応の大嘗会（1242 後嵯峨天皇～1338 光明天皇）の悠紀主基和歌作者を記した自筆原本。巻末に「大嘗和歌作者 仁治以来量実注之」とある。もとは2紙のままで、装訂は当部で後補した。展示本は崇光天皇の大嘗会に備えて、量実が過去百年間の大嘗会和歌作者を掲げたもので、このような勘申は毎回行われていたことが諸資料より知られる。量実は職掌柄勘申に備えて当該本を書いたのであろう。和歌作者は悠紀主基一名ずつが撰ばれ、「是皆悠紀近江、主基丹波備中替々也、一人必只者、



### 23 六十御賀詩歌短冊手鑑

九条尚実（1717～87）は享保2年6月21日に輔実の末子として誕生。初め隨心院に入り堯巣と名乗り門跡を務める。寛保3年（1742）2月22日、兄種基が19歳で没し、繼嗣がないため勅命により還俗して本流に復した。本書は、尚実の60歳（還暦）を祝して、安永5年（1776）10月に、老若男女百人が詠進した詩歌の短冊帖。筆跡から題は上冷泉為泰の選定と短冊調製と考えられる。春20首、夏15首、秋20首、冬15首、恋20首、雜10首の内、和歌66首、詩34首。巻頭は関白近衛内前「立春 ゆたかにもはる立空のあさ霞 千よの色をやまたきみすらむ」。巻末は右大臣鷹司輔平「祝 六十よりなをいく千世と契りつゝ よはひひさしき老をかそへん」。最年長は76歳の六条有起、最年少は8歳の尚実の孫九条輔家。なお、本帖は明治35年（1902）8月に九条道孝により仕立てられた。九条家旧蔵。

23

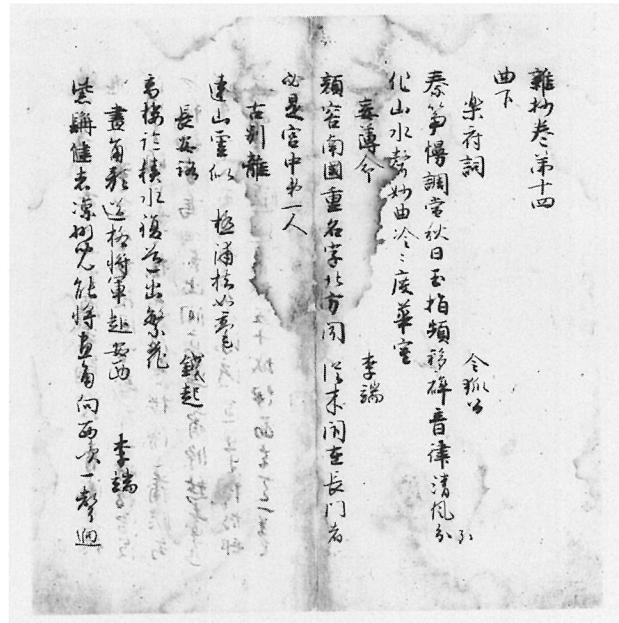


24

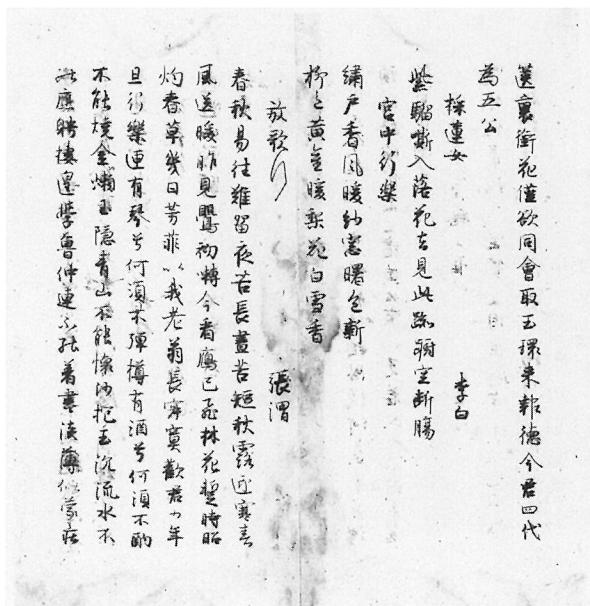
一人唯歌人也」（八雲御抄）が原則であった。ところで、太政官の下す命令の多くは、弁官を経て史の作る太政官符や宣旨の形で出される。この史の筆頭が大夫史（官務）であり、小楓氏は平安中期以降この職を世襲し、長年に渡って官文書・記録等の複本を作り、自らも記録を作成して官務文庫を造った。量実の事績は、南北朝の戦乱期であったため明らかではない。貞治5年（1366）に父匡遠が没し、同年に量実の弟兼治が左大史になっていることから推測するに、活躍期は短かったものと思われる。

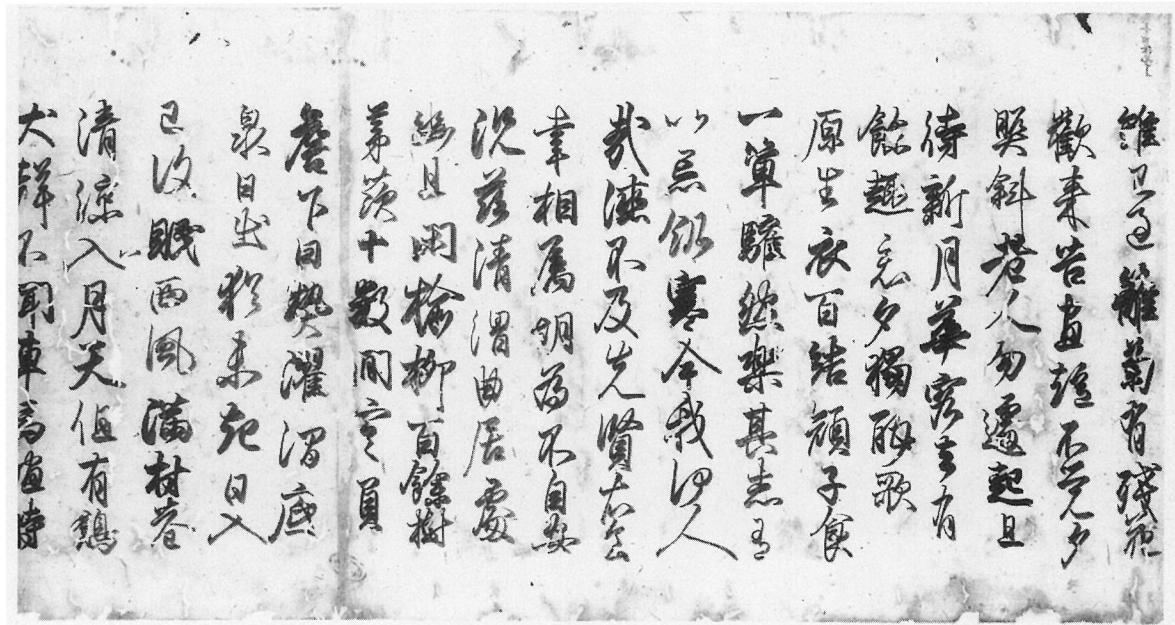
25 雜抄 卷14

本帖は伏見宮旧蔵の楽書中に伝來したもので、平安期の邦人の書写と見られる。全紙剝離した状態で見出されたが、当部にて修補を加え粘葉装の旧に復した。本書は他に伝来を見ず、撰者、成立の事情、全体の結構なども審かでない。現存の部分は首に「曲下」と標して唐人の歌行類36篇を収め、うち7篇は数句の抄出に止まる。題下に注する作者は20名に上り、うち4名は他にその伝と作品を聞かない。残りの作家は凡そ盛唐から中唐前半期の人で、大曆年間(766~79)に活躍した李端、錢起等のいわゆる大曆十才子を中心とし、元和年間(806~20)以降に係る白居易、元稹等の作は含まれない。同様の作者群を有する『新撰類林抄』との関係が思われるよう。これらの詩の半数は『全唐詩』及び後続の輯佚に未収の作になる。既に知られている詩篇について、在来の総集、別集類に拠って本文の異同を検すると、伝写の誤りと見られる場合も多くあるが、唐代流布の面目を伝えるものと見做される場合も少なくない。



25





26

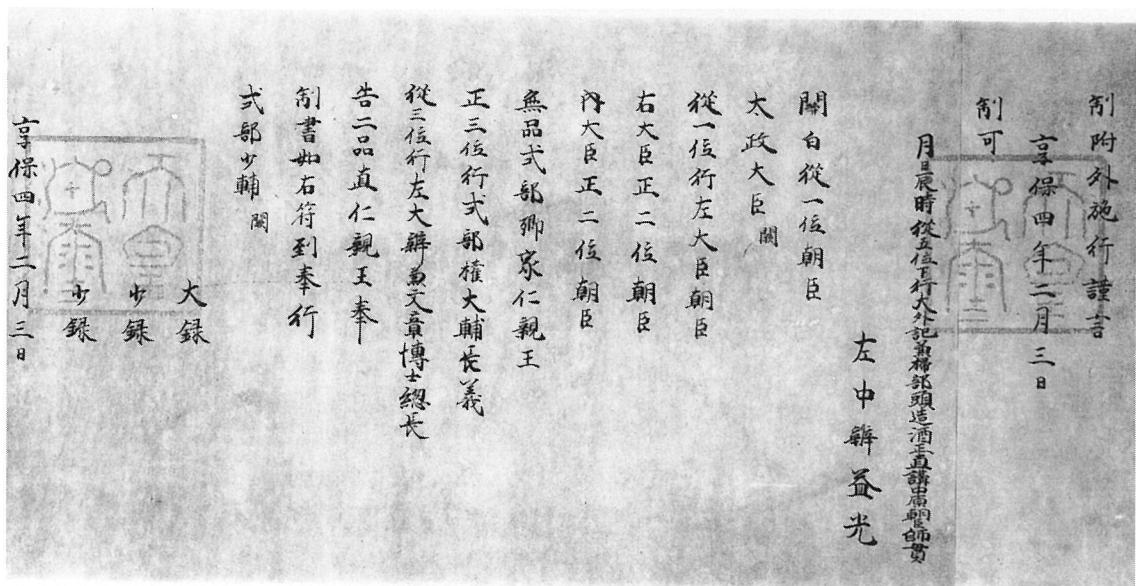
## 26 傲陶潛体詩

本書は『白氏文集』巻5に載る白居易の「傲陶潛体詩」を以て揮毫した書跡で、本巻を伝領した九条道房（1609～47）は、巻軸に新紙を継いで遠祖九条良経（1169～1206）の筆と識しているが、追認すべき支証を欠く。本書は同題下16篇のうちの前半を欠き、第8篇第11句の途中より末尾まで（作品番号220～228）を存する。また第16篇は首より20句を欠くが、この点は後來の要因に依らない。通常の鈔本からの書承とすると不自然の感があり、模本とは見られないものの、伝世の書法を底本とすることが考えられる。本書もまた書法として賞讃されたものであろうが、これを白詩伝本の一と見れば、自から別段の特色を有する。『白氏文集』には本邦旧鈔本が比較的豊富に残されているが、本書の拠った巻5は、金沢文庫本を欠くこともあり伝存の例が少ない。それでも鎌倉期の選抄本中にはこの「傲陶潛体詩」の一部が抄出され、本書本文の大半は対照が可能である。例えば第11篇（223）中の「天海路阻脩」の句は宋刊本系諸本では「大海」云々に作るが、『管見抄』や『文集抄』では本書の形に合致する。その他本書は刊本系に対する『管見抄』の異同に合する点が多く、『管見抄』の孤例を補うことができる。無論、刊本系に合致する場合や本書独自の異文を存する場合もあり、旧鈔本間の錯綜をも呈する。また旧鈔諸本に欠く第8篇（220）中の「不覺夕照斜」は刊本系「夕陽」に対立し、一考の余地があろう。九条家旧蔵。



### 27 詩歌巻

布目地に雲母刷を施した唐紙三葉に詩歌を淨書したもの。傷みが甚しいが、前二葉は唐草、もう一葉は撫子文様を刷り出した装飾料紙と知られる。奥にもう一葉を継いで九条道房（1609～47）の識語を有し、旧紙との継目にも道房の花押を存する。詩歌本文は、藤原資実（1162～1223）の詩句四聯と、藤原定家（1162～1241）の歌四首を交互に掲げたもので、春秋について二聯二首を配する。別個に詠作されたものを後に番えたものと思われる。資実の詩句はいずれも九条教家（1194～1255）の撰した『資実長兼両卿百番詩合』に採られ、詩題は「春作四時始」「春」「江樓早秋」「秋」



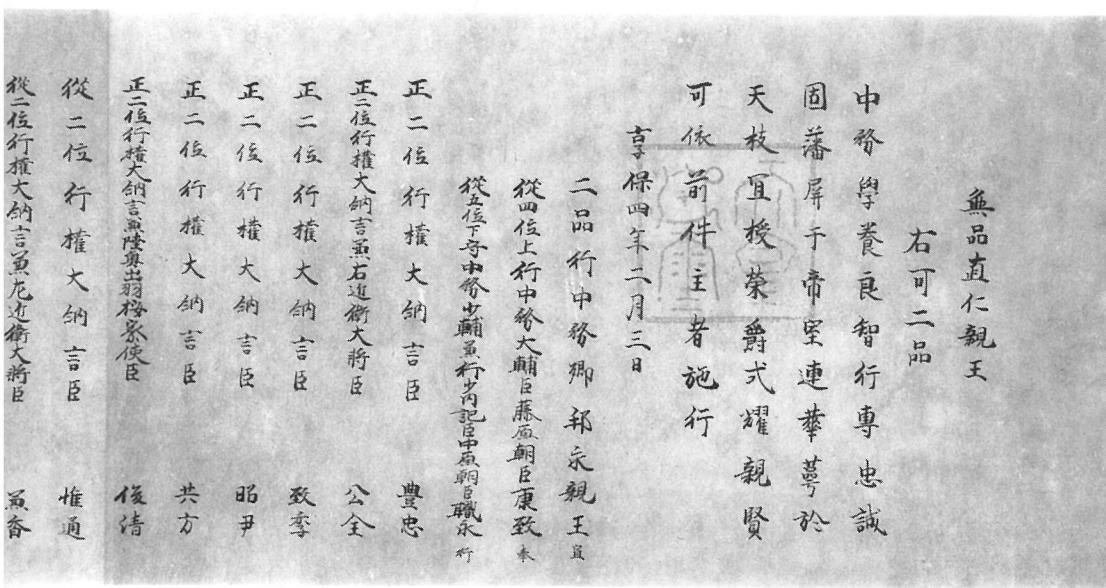
### 28 直仁親王二品宣下位記

閑院宮歴代位記13巻の内。位記は、叙位後に位階に応じて下賜される公文書であり、『延喜式』にこれに関する諸規定がある。成卷されて（巻物として表紙・軸等が付される）下賜されるのが特徴で、また位階に応じて料紙・表紙の種類・軸の種類・巻紐の種類等が細かく規定されている。閑院宮に伝



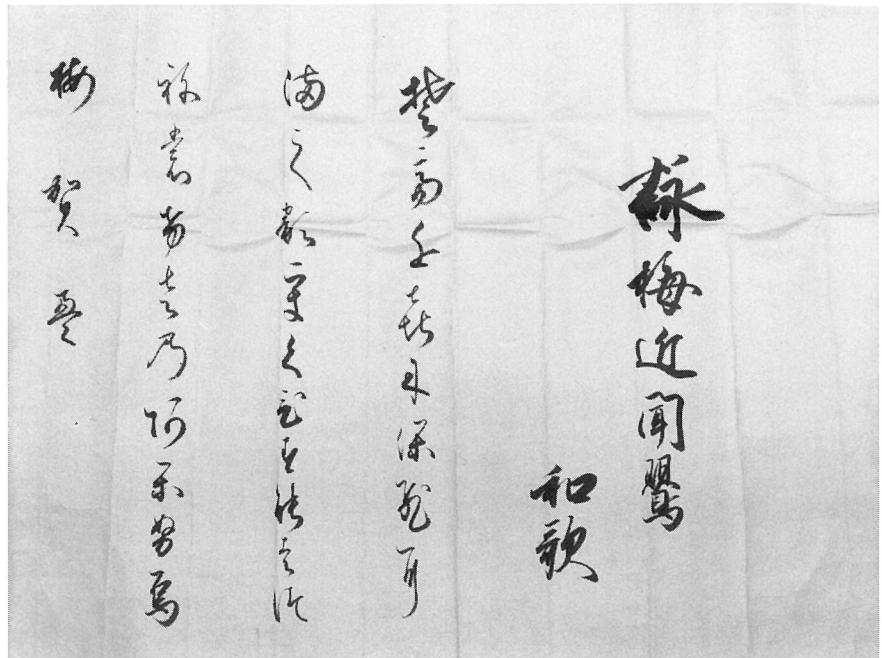
27

と知られる。首の「漢十二皇高祖徳、唐三百載太宗功」の両句は正治2年2月9日の九条良経(1169~1206)邸詩歌会に於ける詠作で、席上秀句として衆人の嘆賞を集めたことが『明月記』に見える。句意は、漢唐両朝に於ける創業の功績を譬喩として、題意である四時の始めとしての春季の肝要を換言したもの。他三題は詠作機会を審かにしない。九条道房は「後京極殿(九条良経)御筆也」と識しているが、定家の歌二首が、良経の没後に当たる承元元年(1207)に製作された「最勝四天王院障子名所和歌」から採られているので從えない。但しその筆蹟は鎌倉期を降らず、九条家や内裏を中心として詩歌合の盛行した鎌倉初期の遺風を伝えるものと見做されよう。九条家旧蔵。

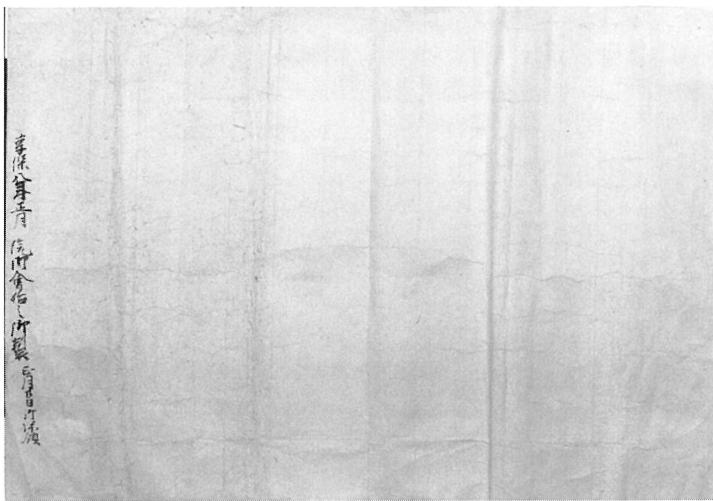


28

来したものは、初代直仁親王以下五代愛仁親王までのものがほぼ揃っており、江戸期のものとはいえたままりのあるものとして伝来している点は貴重である。全体としてみれば、概ね縦色の料紙で、天皇御璽の印が3~6顆ほど捺されており、表紙は白綾が使用されている。展示本は、初代直仁親王が二品に叙せられた折の位記である。閑院宮旧蔵。



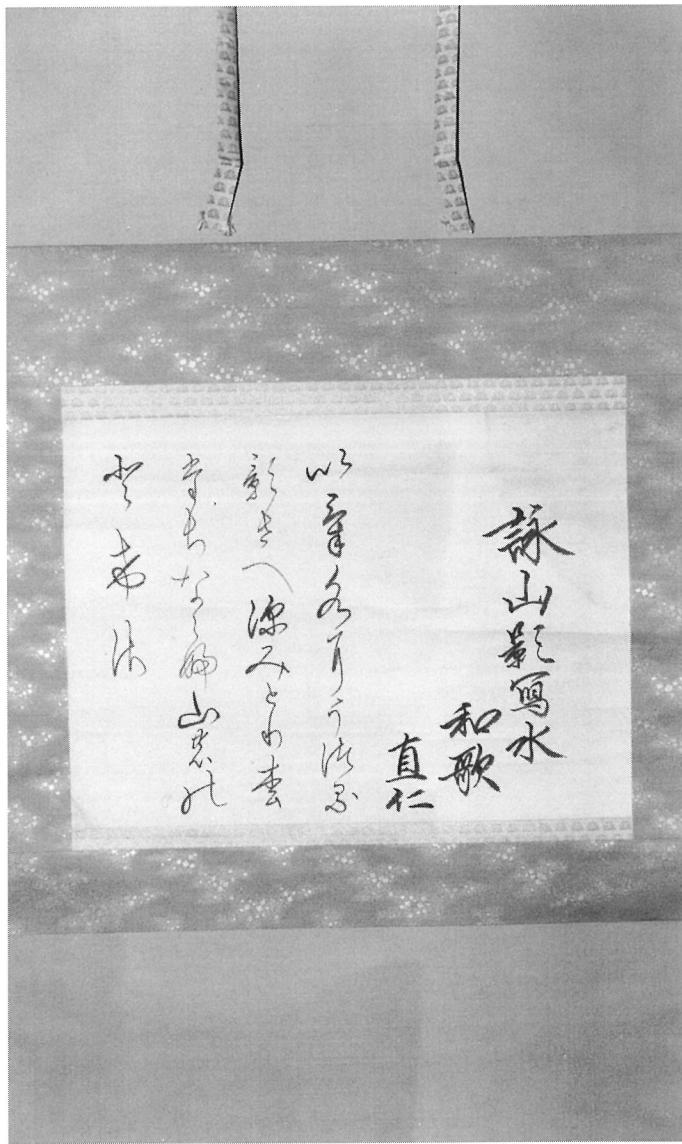
30



(包紙)

### 30 禿元天皇宸翰御懷紙

本紙は、享保 8 年（1723）正月 14 日、禿元上皇の御所で行われた和歌御会始での上皇の御懷紙原本である。御製用の堂々とした大高檀紙（縦 52 cm、横 68 cm）にゆったりと認められている。3 行 3 字に記された和歌は連綿体を用いず、全て一字書きであるが運筆は流れるようである。とても 70 歳の方の書とは思えない活力に満ちた流麗な筆蹟である。本紙には包紙があり、それによると、上皇の第 17 皇子で、有栖川宮を相続された第 5 代職仁親王（よりひと、1713～69）が拝領したものである。有栖川宮は第 107 代後陽成天皇の皇子好仁親王（1603～38）が寛永 2 年（1625）10 月、高松宮の称号を賜って創立したのに始まる。第 10 代威仁（たけひと）親王に及ぶが、威仁親王の王子栽仁王が早逝されたため、当宮は皇室典範の規定により威仁親王の代をもって絶えることになる。大正 2 年（1913）親王の薨去に先立ち、特旨をもって、大正天皇の第 3 皇子宣仁親王に高松宮の称号を賜い、有栖川宮の祭祀を継承させた。本書は、宣仁親王薨去後、昭和 62 年当部へ移管されたものの一つである。本紙を含む 379 枚（附旧包紙 3 枚）の懷紙は桐製の懷紙箪笥に収められており、原初の形態をとどめていて貴重である。有栖川宮本。



31

### 31 直仁親王御筆和歌懐紙幅

本懐紙は東山天皇第6皇子、閑院宮初代直仁親王詠、御筆の和歌懐紙一幅である。歌題、署名に続き

いけ水にうつる/影さへ深みとり松/たちならふ山のの/とけさ  
という和歌1首が書かれているが、この歌の詠作年次を確定することは難しい。禁中や仙洞において、「山影写水」という歌題で行われた和歌御会は確認されていない上、懐紙の署名においても官職や「親王」が付けられておらず、単に「直仁」とのみ記されているだけである。これらを勘案すると、本懐紙は閑院宮家で行われた和歌会に際して書かれたものであるか、依頼や機に臨んで書く書捨懐紙の類であるかもしれない。直仁親王は享保3年(1718)正月23日、親王宣下を受けられ直仁の名を賜わっており、また歌の詠作にあたっては享保6年2月20日、18歳で近衛基熙(1648~1722)門に入られている。閑院宮旧蔵。

三五要錄卷第五

壹越調曲上

舊調用音

皇帝破陣樂 團亂旋

春豐鳥轉

玉樹後庭花

賀殿

鳥

迴环樂

胡飲酒

(包紙)

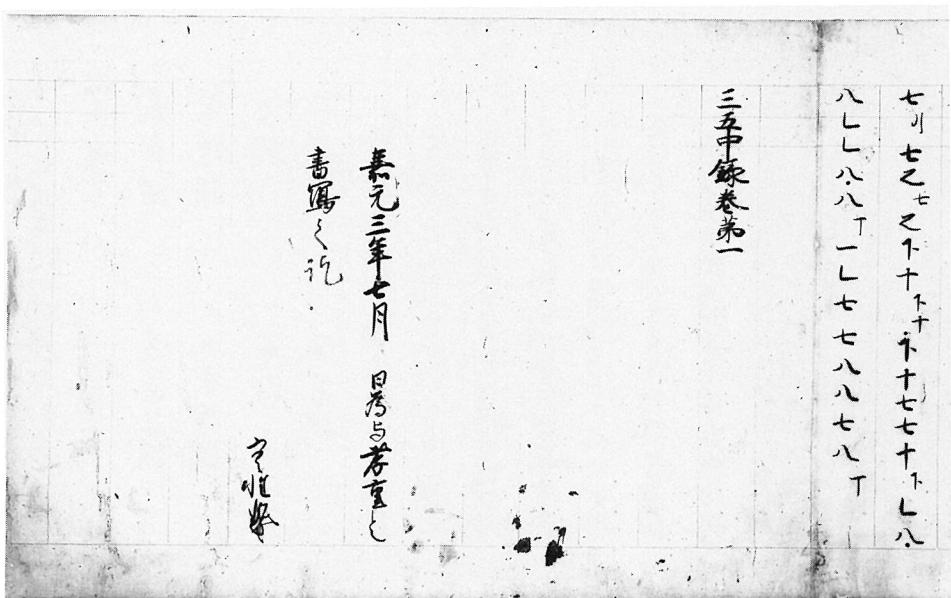
32



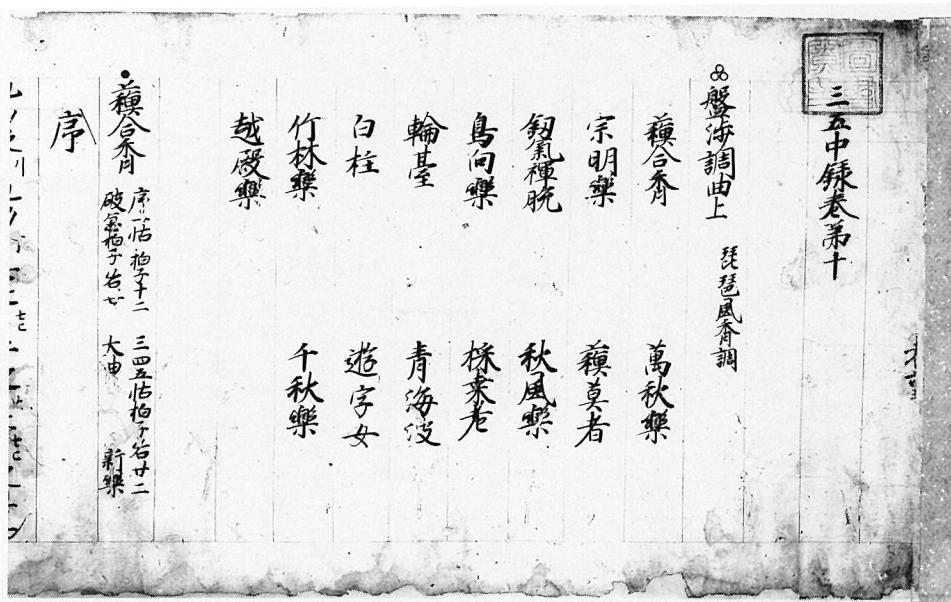
(卷末)

### 32 壱越調譜

壹越調（いちこつちょう）とは、楽の調子の名で、書名は、同調による楽曲の譜を集めていることを示す。本書は縦横約10cmの綴葉装で、懷中して用いたことが想像される。首に「三五要錄卷第五/壹越調曲上」等と題して目録を存し、「皇帝」以下譜本文に入る。『三五要錄』については34の解説（巻頭カラー図版裏）を参照されたい。本文には前半のみ朱点を加えてある。本文の後に藤原孝重（?～1343）の花押がある。本書には旧包紙1枚を存し、本文とは別筆で「壹越調譜 故孝秀朝臣自筆」と識す。孝秀は孝重の父に当たり、兩人共琵琶の宗匠家たる西流の繼承者になる。伝統的な琵琶の演奏には源經信（1016～97）に発する桂流と賢円に出る西流があったが、西流は孝秀等の祖、博定とその養子孝博に伝えられ、歴代伝授が重ねられた。桂流は早く西流に吸収され、鎌倉期には西流が唯一の宗匠家となり、天皇を始めとする顕門の師を務める榮誉を担った。件の包紙には更に「此双紙者故孝秀朝臣自筆譜也、元徳二年六月廿一日罷向五辻宿所之時、木工頭孝重朝臣渡之」等の識語を内側に存する。これに拠れば、本書は孝秀から第三者の手を経て元徳2年（1330）に孝重に伝えられたことになる。次項33解説にもあるように、孝重は父孝秀と師を同じくする西園寺実兼（1249～1322）を中継ぎとして伝授を達したのであるが、実兼は識語中の年次には既に没しているから、また別の伝授者を経由したものと見られる。何れにせよ、これらの状況から本書は藤原孝秀筆、孝重所持の譜と認められよう。伏見宮旧蔵。



33



## 33 三五中錄 卷1 (首次)・卷10

『三五中錄』は、藤原孝時が『三五要録』(藤原師長撰)をもとにして撰した琵琶譜の集成で、12巻から構成されている。展示本は、このうちの巻1(巻首一葉欠)と巻10で両巻とも同文の奥書があり、嘉元3年(1305)7月 空性(西園寺実兼)が、藤原孝重に伝授するために書写したものであることがわかる。なお、巻1奥書、空性の署名の裏に異筆で「北山殿入道太政大臣」と勘注裏書がある。伝授の経緯に関して『琵琶秘曲伝授記』等から、藤原孝時・孝頼が実兼の師であったが早逝した為、孝頼から秘伝の全てを受けた実兼が孝頼・孝秀へ伝えたが、その孝秀も早くに没したので、孝秀・孝章・孝重にも実兼が伝授したと知られる。また、当部所蔵鷹司本(6冊、鷹-596、正徳5年邦永親王奥書)の巻1、10と比較して大きな差異は見受けられない。伏見宮旧蔵。

三五要錄卷第二

大政大臣從一位藤原朝臣歸長撰

調子品下

風香調

返風香調

黃鐘調

返黃鐘調

清調

雙調

平調

啄木調

私家琵琶調平品上古各用本調絃

管無異即以琵琶平調合笛平調以

琵琶黃鐘調合笛黃鐘調而我祖師

守官令之四調備雅樂所謂風香調

返風香調黃鐘調清調是也今世以

琵琶風香調合笛黃鐘調盤派謂

以琵琶返風香調合笛越調沙陀

調雙調水調以琵琶黃鐘調合笛大食

調性調以琵琶返風香調合笛平調盤

調乞食調以琵琶清調合笛平調返

風香調合笛越調時絃急易絕

出内參れひ一室未調止ふる事も昔乃  
か。はくと一事毛の玉次もさう復て  
半小かへましやうか

文永四年八月三日 時經在制

三弓琴は稀半うて人琴未流承す  
はくとその弓并く源井清高<sup>豊</sup>三半

不前をよりヤハ

すく三五要錄一アガル。豆のや、

のくと一とものではやのう。

元應三年二月廿日

在制

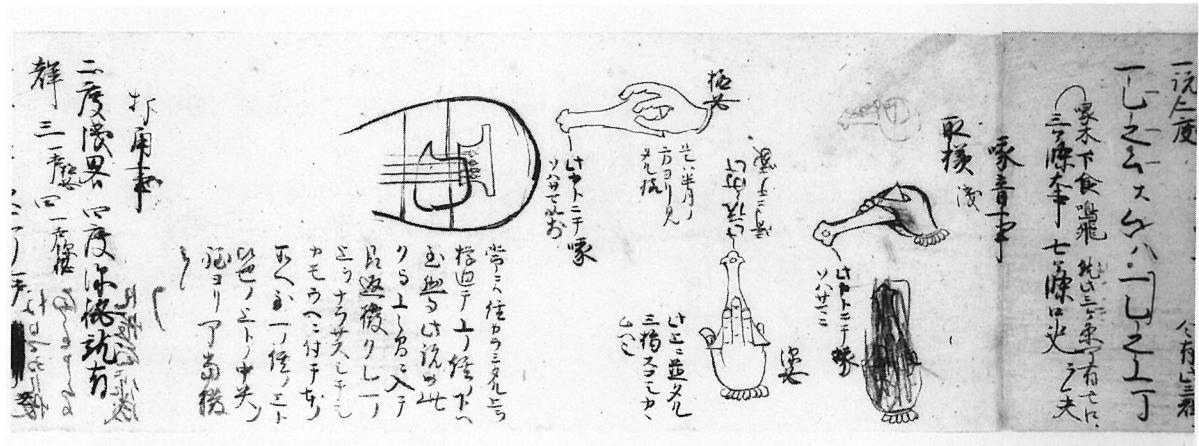
此寒秋東口傳至啄木調<sup>并早富三集</sup>  
<sup>言・無題</sup>奉授

今上既訖和く諸曲<sup>ノ</sup>然説一通

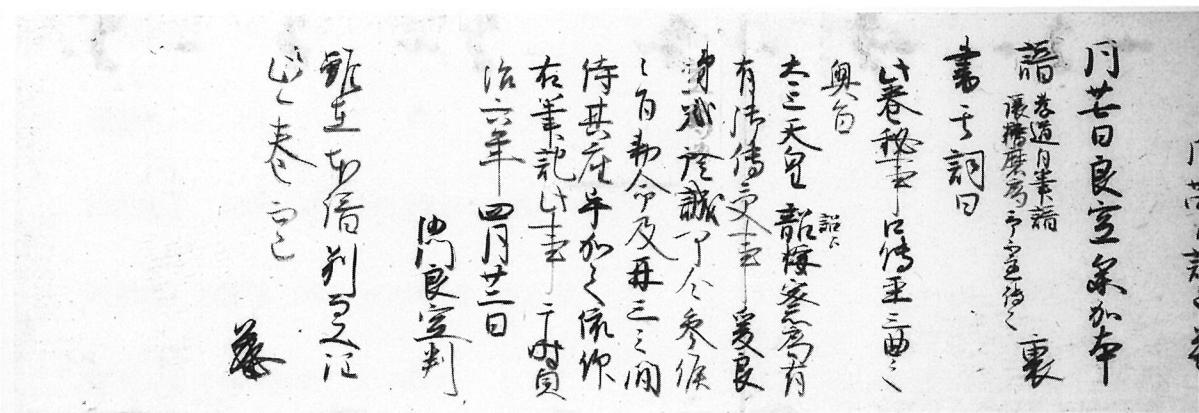
口傳卷中入之年

正平十年雪月八日 法市恩定

心事甘苦力餘平生筆



35



### 35 一人口決

本巻は琵琶の最秘曲、啄木に関する秘事口伝が記されている。端裏書に「一人口決 僧真觀 法名良空 播磨余流口伝也」とある。墨付 10 枚。現第 1 紙は旧仮表紙である。表紙、題簽、軸は当部で後補。本文の前半にあたる第 4 紙途中までが崇光天皇宸筆である。その後に朱線が引かれ、加えて朱筆で「自此予書之」と注記して栄仁親王（崇光天皇第 1 皇子、伏見宮初代）とみられる筆に変わる。それによると、崇光天皇は按察局から琵琶の演奏法、播磨局流の秘説を伝受されたこと、勅命により良空を参候させ、その旨を藤原孝道自筆で播磨局に伝えた本譜に裏書させたということがわかる。本巻はその本譜を寫したものである。栄仁親王の花押は第 9 紙に見られる。播磨局流は平安時代末期、2 流に分かれた桂・西流のうち西流の流れを受ける。両流を学んだ藤原師長の教えを受けた藤原孝道（西流当主）が長男孝時と異腹の三女播磨局に秘説を与えたわけであるが、西流はここでも双方の流派へと 2 流に分かれることとなる。さらにこの播磨局から、局の二男にあたる源時経、右衛門督局、伏見天皇、良空と伝えられた流派が播磨局流である。また、良空は村上源氏の流れをくみ、本名は雅重（後に兼親）。建武 2 年（1335）に出来している。伏見宮旧蔵。

31

## 展示書目

1	中右記 (15 冊 6 卷の内)	1 冊 1 卷	F 8-10	斐楮混漉
2	改元記	1 卷	九-373	宿紙
3	玉藥別記	1 卷	九-267	楮紙
4	後慈眼院殿雜筆 (8 卷の内)	2 卷	九-291	楮紙
5	松殿御記 (3 冊の内)	2 冊	九-5121	楮紙
6	三条西実隆書状	1 卷	407-9	楮紙
7	除目次第	1 卷	九-306	楮紙
8	叙位除目執筆抄	1 冊	九-5067	楮紙
9	除目次第	1 冊	九-5068	楮紙
10	叙位抄	1 卷	九-308	楮紙
11	大間書	1 卷	九-333	宿紙
12	本朝月令	1 卷	九-386	楮紙
13	陰陽博士安倍孝重勘進記	5 帖	伏-2035	斐楮混漉
14	延暦寺戒牒案	1 卷	九-4005	楮紙
15	後小松天皇行幸次第	1 卷	九-341	楮紙
16	後小松天皇行幸次第	1 帖	九-5073	楮紙
17	仮名法語	1 卷	九-370	斐楮混漉

18	仮名法語	1巻	九-369	楮紙
19	神皇正統記 卷上	1冊	509-102	楮紙
20	御会和歌 永和4年	1冊	509-101	楮紙
21	新勅撰和歌集	1冊	152-419	斐紙
22	佚名物語集	3冊	九-5072	楮紙
23	六十御賀詩歌短冊手鑑	1帖	九-1051	打曇紙
24	大嘗会和歌作者例	1巻	B 6-802	楮紙
25	雑抄 卷14	1帖	伏-2036	楮紙
26	微陶潛体詩	1巻	九-367	斐紙
27	詩歌卷	1巻	九-366	唐紙
28	直仁親王二品宣下位記（閑院宮歴代位記13巻の内）	1巻	閑-5	楮紙
29	直仁親王御画像（閑院宮歴代御画像5幅の内）	1幅	閑-5006	絹本
30	靈元天皇宸翰御懐紙（382枚の内）	1枚	有栖-2	檀紙
31	直仁親王御筆和歌懐紙幅	1幅	閑-5004	檀紙
32	壹越調譜（附包紙1枚）	1冊	伏-2031	鳥の子紙
33	三五中錄 卷1(首次)・卷10	2巻	伏-1108	楮紙
34	三五要錄 卷2	1巻	伏-1164	楮紙
35	一人口決	1巻	伏-1097	楮紙

